

公立大学法人福島県立医科大学職員給与規程

(平成 18 年 4 月 1 日規程第 27 号)

- 改正 平成 18 年 11 月 21 日規程第 111 号
- 改正 平成 18 年 12 月 26 日規程第 112 号
- 改正 平成 19 年 3 月 26 日規程第 40 号
- 改正 平成 19 年 4 月 12 日規程第 41 号
- 改正 平成 20 年 3 月 17 日規程第 11 号
- 改正 平成 20 年 11 月 28 日規程第 12 号
- 改正 平成 21 年 3 月 30 日規程第 13 号
- 改正 平成 21 年 5 月 29 日規程第 14 号
- 改正 平成 21 年 11 月 30 日規程第 31 号
- 改正 平成 22 年 4 月 1 日規程第 28 号
- 改正 平成 22 年 8 月 2 日規程第 34 号
- 改正 平成 22 年 12 月 1 日規程第 41 号
- 改正 平成 23 年 4 月 1 日規程第 5 号
- 改正 平成 23 年 9 月 1 日規程第 37 号
- 改正 平成 24 年 1 月 1 日規程第 49 号
- 改正 平成 24 年 4 月 1 日規程第 3 号
- 改正 平成 24 年 6 月 1 日規程第 23 号
- 改正 平成 25 年 4 月 1 日規程第 6 号
- 改正 平成 25 年 5 月 12 日規程第 24 号
- 改正 平成 26 年 4 月 1 日規程第 3 号
- 改正 平成 26 年 12 月 26 日規程第 24 号
- 改正 平成 27 年 3 月 31 日規程第 50 号
- 改正 平成 28 年 3 月 18 日規程第 20 号
- 改正 平成 28 年 4 月 1 日規程第 4 号
- 改正 平成 29 年 1 月 11 日規程第 63 号
- 改正 平成 29 年 4 月 1 日規程第 9 号
- 改正 平成 29 年 4 月 1 日規程第 25 号
- 改正 平成 29 年 12 月 1 日規程第 32 号
- 改正 平成 30 年 1 月 16 日規程第 34 号
- 改正 平成 30 年 4 月 1 日規程第 19 号
- 改正 平成 31 年 1 月 15 日規定第 43 号

(目的)

第 1 条 この規程は、公立大学法人福島県立医科大学職員就業規則（以下「就業規則」とい

う。) 第30条の規定に基づき、常勤の職員の給与に関し必要な事項を定めることを目的とする。

- 2 この規程に定めのない事項については、福島県の「職員の給与に関する条例（昭和26年3月27日福島県条例第9号）」、「職員の給与の支給に関する規則（昭和35年12月8日福島県人事委員会規則第7号）」及びその他の給与等関係規則等（以下「県給与条例等」という。）の規定を準用する。

（給料）

第2条 給料は、就業規則に規定する正規の勤務時間（以下単に「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬とする。

- 2 諸手当は、給料の特別調整額、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、甲状腺検査手当、会津医療センター診療応援手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当とする。

（給料表）

第3条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 一般職給料表(別表第1)
 - (2) 教育職給料表(別表第2)
 - (3) 医療職給料表(一)(別表第2の2)
 - (4) 医療職給料表(二)(別表第3)
 - (5) 医療職給料表(三)(別表第4)
 - (6) 技能労務職給料表(別表第5)
- 2 一般職給料表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。
 - 3 教育職給料表は、教授、准教授、講師、助教及び助手である職員に適用する。
 - 4 医療職給料表(一)は、医師及び歯科医師である職員に適用する。
 - 5 医療職給料表(二)は、薬剤師、栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、歯科衛生士、はり師、きゅう師及び柔道整復師である職員に適用する。
 - 6 医療職給料表(三)は、保健師、助産師、看護師及び准看護師である職員に適用する。
 - 7 技能労務職給料表は、技能職員、運転士、調理師、給食員、看護助手、動物管理職員、校務職員である職員に適用する。

（職務の級）

第4条 職員の職務は、その職務の複雑、困難及び責任の度に基づいて前条の給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は別表6に定め

るとおりとし、同表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務として理事長が定めるものは、それぞれの職務の級に分類されるものとする。

2 職員の職務の級は、別に定める基準に従い、理事長が決定する。

(初任給及び昇給等の基準)

第5条 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号給は、別に定める初任給の基準に従い決定する。

2 職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合又は一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給は、別に定めるところにより決定する。

3 職員の昇給は、別に定める場合を除き毎年1月1日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

ただし、福島県から、公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成12年法律第50号)第2条第1項の規定及び公益法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年福島県条例第77号)第2条第1項の規定に基づき、公立大学法人福島県立医科大学に派遣されている職員(以下「派遣県職員」という。)の昇給は、県給与条例等の規定に準じて行うものとする。この場合において、福島県人事委員会規則で定める日の翌日から昇給を行う日の前日までの間に当該職員が就業規則第48条の規定による懲戒処分を受けたことその他これに準ずるものとして福島県人事委員会規則で定められているところに準じる事由に該当したときは、これらの事由を併せて考慮するものとする。

4 前項の規定により職員(次項に規定する職員を除く。以下この項において同じ。)を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給(教育職給料表及び医療職給料表(一)の適用を受ける職員のうち、その職務の級が4級の職員並びに一般職給料表の適用を受ける職員のうちその職務の級が7級以上の職員で別に定めるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員のうちこれに相当する職員として当該給料表につき別に定める職員にあっては、3号給)とすることを標準として別に定める基準に従い決定するものとする。

ただし、派遣県職員(次項に規定する派遣県職員を除く。)を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、県給与条例等の規定に準じて決定するものとする。

5 55歳(教育職給料表、医療職給料表(一)及び技能労務職給料表の適用を受ける職員は57歳)に達した日以後の最初の3月31日を超えて在職する職員に関する第3項の規定による昇給は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員であって理事長の定めるものに限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、理事長が定める基準に従い決定するものとする。

ただし、55歳に達した日以後の最初の3月31日を超えて在職する派遣県職員に関

する第3項の規定による昇給は、県給与条例等の規定に準じて決定するものとする。

6 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。

7 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。

8 前各項の規定にかかわらず、再雇用された職員の給料月額は、その者に適用される給料表の再雇用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

(給料の調整)

第6条 前条に定める場合のほか、職員の号給又は給料月額が他の職員の号給又は給料月額との権衡上を失すると認めるときは、その者の号給又は給料月額を調整することができる。

(再雇用短時間勤務職員の給料月額)

第7条 再雇用職員のうち、短時間勤務の職を占める職員（以下「再雇用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、第5条第8項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に定められたその者の勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た額とする。

(給料の支給方法)

第8条 給料は、月の初日から末日までの期間につき、給料の月額の全額を支給する。

2 給料の支給日は、毎月21日とする。ただし、その日が、祝日法による休日、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い祝日法による休日、日曜日又は土曜日でない日を給料の支給日とする。

第9条 新たに職員となった者には、その日から給料を支給し、昇給、降給等により給料額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。

2 職員が退職したときは、その日まで給料を支給する。ただし、死亡したときは、その月分全額を支給する。

3 前2項の規定により給料を支給する場合であって、月の初日から支給するとき及び月の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その月の現日数から週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(給料の調整額)

第10条 給料月額が、職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤務条件が同じ職務の級に属する他の職に比べて著しく特殊な職として別表第7-1で定める職員に対して、その特殊性に基づき給料の調整額を支給する。

- 2 給料の調整額は、当該職員に適用される給料表及び職務の級に応じて別表第7-2に掲げられた調整基本額にその者に係る別表7-1の下欄に掲げる調整数を乗じて得た額（再雇用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員にあっては、その額にその者が別に定められている勤務時間を就業規則第37条に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数がある時は、その端数を切り捨てた額）とする。
- 3 前項の調整額表に定める給料月額調整額は、調整前における給料月額の100分の25を超えないものとする。

（給料の特別調整額）

- 第11条 管理又は監督の地位にある職員の職のものは、その特殊性に基づき、給料月額につき、給料の特別調整額（以下「特別調整額」という。）を支給する。
- 2 特別調整額を受ける職員の職及び区分は、別表第8のとおりとし、当該職員に支給する特別調整額にあっては、当該職員に適用される給料表の別並びに当該職員の属する職務の級及び当該職員の1種から4種までの区分に応じ、別表第8の2に定める額とする。

（初任給調整手当）

- 第12条 次の各号に掲げる職に採用された職員には、当該各号に定める額を、初任給調整手当として支給する。
- (1) 医療職給料表(一)の適用を受ける職員のうち、採用による欠員の補充が困難であると認められる職に新たに採用された職員には、採用の日から35年以内の期間、別表第9に定める額
 - (2) 医学又は歯学に関する専門知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職に新たに採用された職員には、採用の日から35年以内の期間、別表第9の2に定める額を支給する。

（扶養手当）

- 第13条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次項第一号及び第三号から第六号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。)に係る扶養手当は、一般職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が9級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして理事長が定める職員（以下「一般職9級以上職員等」という。）に対しては、支給しない。
- 2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計のみちがなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。

- (1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)
 - (2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
 - (3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
 - (4) 60歳以上の父母及び祖父母
 - (5) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
 - (6) 重度心身障害者
- 3 扶養手当の月額、扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円(一般職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして理事長が定める職員(以下「一般職8級職員等」という。)にあつては、3,500円)、前項第二号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき10,000円とする。
- 4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日以後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合における扶養手当の額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

第14条 新たに職員となった者に扶養親族(一般職9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。)がある場合、一般職9級以上職員等から一般職9級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を理事長に届け出なければならない。

- (1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合(一般職9級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を具備するに至った者がある場合を除く。)
 - (2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は前条第2項第三号若しくは第五号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合及び一般職9級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を欠くに至った者がある場合を除く。)
 - (3) 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合(前号に該当する場合を除く。)
 - (4) 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合(第一号に該当する場合を除く。)
- 2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族(一般職9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。)がある場合においてはその者が職員となった日、一般

職 9 級以上職員等から一般職 9 級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職 9 級以上職員等以外の職員となった日、職員に扶養親族（一般職 9 級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第一号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、一般職 9 級以上職員等以外の職員から一般職 9 級以上職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職 9 級以上職員等となった日、扶養手当を受けている職員の扶養親族（一般職 9 級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族としての要件を欠くに至った場合においては、その事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から 15 日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第一号又は第三号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

- (1) 扶養手当を受けている職員に更に第 1 項第一号に掲げる事実が生じた場合
- (2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族（一般職 9 級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で第 1 項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族としての要件を欠くに至った場合
- (3) 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第 1 項の規定による届出に係るものがある一般職 9 級以上職員等が一般職 9 級以上職員等以外の職員となった場合
- (4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第 1 項の規定による届出に係るものがある一般職 8 級職員等が一般職 8 級職員等及び一般職 9 級以上職員等以外の職員となった場合
- (5) 扶養親族たる配偶者、父母等で第 1 項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で一般職 9 級以上職員等以外のものが一般職 9 級以上職員等となった場合
- (6) 扶養親族たる配偶者、父母等で第 1 項の規定による届出に係るものがある職員で一般職 8 級職員等及び一般職 9 級以上職員等以外のものが一般職 8 級職員等となった場合

(7) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

(地域手当)

第14条の2 医療職給料表(一)の適用を受ける職員には、当分の間給料、給料の特別調整額及び扶養手当の月額合計額に100分の16を乗じて得た月額の地域手当を支給する。

(住居手当)

第15条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

(1) 自ら居住するための住宅を借り受け、月額9,500円を超える家賃を支払っている職員(公舎に居住している職員を除く。)

(2) 第17条の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅(公舎を除く。)を借り受け、月額9,500円を超える家賃を支払っているもの

2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額(当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に掲げる額の合計額)とする。

(1) 前項第一号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額
ア 月額20,500円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から9,500円を控除した額

イ 月額20,500円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から20,500円を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは、16,000円)を11,000円に加算した額

(2) 前項第二号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)

3 住居手当の支給は、職員が新たに第1項の要件を具備するに至った日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至った日の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、住居手当の支給の開始については、届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にはされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

4 住居手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書きの規定は、住居手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

(通勤手当)

第16条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第三号に掲げる職員を除く。)
- (2) 通勤のため自動車その他の交通の用具(以下「自動車等」という。)を使用することを常例とする職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)
- (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員(交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第一号に掲げる職員 支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)及び次に定めるところにより算出したその者(新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等(以下「新幹線鉄道等」という。)を利用しなければ、通勤することが困難である職員又は長時間の通勤時間を要することとなる者に限る。)の支給単位期間の通勤に要する特別料金等(新幹線鉄道等を利用する場合には、その利用により通勤時間が30分以上短縮されること又はその利用により得られる通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるもの、また、高速自動車国道等の有料道路を利用する場合には、その利用による通勤の時間及び距離の短縮並びに職員の通勤に係る交通事情等に照らしてその利用により得られる通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるもの、の利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。)の額に相当する額(以下「特別料金等相当額」という。)の合計額。ただし、運賃等相当額及び特別料金等相当額の合計額を支給単位期間の月数で除して得た額(以下「1箇月当たりの運賃等相当額等の額」という。)が63,000円を超えるときは、支給単位期間につき、1箇月当たりの運賃等相当額等の額と63,000円との差額の2分の1を63,000円に加算した額に支給単位期間の月数を乗じて得た額(その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額及び特別料金等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額等の額の合計額が63,000円を超え

るときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、1箇月当たりの運賃等相当額等の額と63,000円との差額の2分の1を63,000円に加算した額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

ア 通常用定期乗車券（これに準ずるものを含む。以下「定期券」という。）を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等 通用期間が支給単位機関である定期券の価額

イ 前号以外の交通機関等 その使用が最も経済的かつ合理的であると認められる回数乗車券等の通勤21回分（交替制勤務に従事する職員等にあつては、平均一箇月当たりの通勤所要回数分）の運賃等の額

(2) 前項第二号に掲げる職員 通勤のために自転車のみを使用する職員にあつては2,000円、その他の職員にあつては次の表の上欄に掲げる片道の自動車等の使用距離の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる額とする。（再雇用短時間勤務職員のうち、1箇月あたりの通勤所要回数が10回に満たないものは、その額から、その額に100分の50を乗じて得た額を減じた額）

片道の自動車等の使用距離	手当額	
	自動車	自動車以外の原動機付きの交通用具
2 km以上 4 km未満	2,600 円	2,000 円
4 km以上 6 km未満	4,000 円	2,000 円
6 km以上 8 km未満	5,300 円	2,700 円
8 km以上 10 km未満	6,600 円	3,300 円
10 km以上 12 km未満	7,900 円	4,000 円
12 km以上 14 km未満	9,200 円	4,600 円
14 km以上 16 km未満	10,600 円	5,300 円
16 km以上 18 km未満	11,900 円	6,000 円
18 km以上 20 km未満	13,200 円	6,600 円
20 km以上 22 km未満	14,500 円	7,300 円
22 km以上 24 km未満	15,900 円	8,000 円
24 km以上 26 km未満	17,200 円	8,600 円
26 km以上 28 km未満	18,500 円	9,300 円
28 km以上 30 km未満	19,800 円	9,900 円
30 km以上 32 km未満	21,100 円	10,600 円
32 km以上 34 km未満	22,500 円	11,300 円
34 km以上 36 km未満	23,800 円	11,900 円

36 km以上 38 km未満	25,100 円	12,600 円
38 km以上 40 km未満	26,400 円	13,200 円
40 km以上 45 km未満	29,300 円	14,700 円
45 km以上 50 km未満	31,900 円	16,000 円
50 km以上 55 km未満	34,700 円	17,400 円
55 km以上 60 km未満	37,100 円	18,600 円
60 km以上 65 km未満	39,000 円	19,500 円
65 km以上 70 km未満	42,000 円	21,000 円
70 km以上 75 km未満	45,000 円	22,500 円
75 km以上 80 km未満	48,000 円	24,000 円
80 km以上 85 km未満	50,900 円	25,500 円
85 km以上 90 km未満	53,900 円	27,000 円
90 km以上 95 km未満	56,900 円	28,500 円
95 km以上	59,900 円	30,000 円

(3) 前項第三号に掲げる職員 前二号に定める額(1箇月当たりの運賃等相当額等の額及び前号に定める額の合計額が63,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、当該合計額と63,000円との差額の2分の1を63,000円に加算した額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)、第一号に定める額又は前号に定める額

3 通勤手当の支給は、職員が新たに第1項の職員たる要件が具備されるに至った場合においてはその者が同項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、通勤手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれの者が離職し、又は死亡した日、通勤手当を支給されている職員が同項の職員たる要件を欠くに至った場合に置いてはその者が同項の職員たる要件を欠くに至った日の属する月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、通勤手当の支給開始については、届出が、これにかかる事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

4 通勤手当は、これを受けている職員にその額を変更すべき事実が生ずるに至った場合においては、その事実の生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から支給額を改定する。前項ただし書の規定は、通勤手当の額を増額して改定する場合における支給額の改定について準用する。

5 通勤手当を支給されている職員につき、次の事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して返納させるものとする。

- (1) 離職し、若しくは死亡した場合又は第1項各号に掲げる職員たる要件を欠くに至った場合
- (2) 通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があったことにより、通勤手当の額が改定される場合
- (3) 月の中途において休職にされ、停職にされ、又は育児休業法第2条の規定により育児休業をした場合であって、これらの期間が2以上の月にわたることとなる時
- (4) 出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの全日数にわたって通勤しないこととなる場合

(単身赴任手当)

第17条 勤務場所を異にする異動に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することになった職員で、当該異動の直前の住居から勤務場所に通勤することが通勤距離等から困難であると認められるものうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から勤務場所に通勤することが、通勤距離等を考慮して困難であると認められない場合は、この限りでない。

- 2 単身赴任手当の月額は、30,000円(職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離(以下単に「交通距離」という。)が100km以上である職員にあつては、その額に、70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて定める額を加算した額)とする。

(特殊勤務手当)

第18条 著しく危険、不快、不健康又は著しく特殊な勤務に従事する職員に対し、特殊勤務手当を支給する。

- 2 特殊勤務手当の種類、支給を受ける者の範囲、手当の額及びその支給方法は、別に定める。

(甲状腺検査手当)

第18条の2 県民健康調査事業に基づき行う甲状腺検査業務に従事する職員に対し、甲状腺検査手当を支給する。

- 2 甲状腺検査手当を支給する要件、支給を受ける者の範囲、手当の額及びその支給方法は、別に定める。

(会津医療センター診療応援手当)

第18条の3 会津医療センターへの診療応援業務に従事する職員に対し、会津医療センター診療応援手当を支給する。

- 2 会津医療センター診療応援手当を支給する要件、支給を受ける者の範囲、手当の額及びその支給方法は、別に定める。

(給与の減額)

第19条 職員が勤務をしないときは、公立大学法人福島県医科大学職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規程(以下「勤務時間規程」という。)第2条の4第1項に規定する超勤代休時間、祝日法による休日(代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあつては、当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。)又は年末年始の休日(代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあつては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。)である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき理事長の承認(育児休業、介護休業を除く。)のあつた場合を除き、その勤務しない全時間について1時間につき、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に1.2を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に5.2を乗じたもので除して得た額を減額して給与を支給する。

(超過勤務手当)

第20条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して勤務1時間につき、第25条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じて定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

- (1) 正規の勤務時間が割り振られた日(次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日給が支給されることとなる日を除く。次項において同じ。)における勤務

100分の125

- (2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

100分の135

- 2 再雇用短時間勤務職員が正規の勤務時間が割り振られた日において正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、「100分の100」とする。

- 3 第1項の規定に定めるもののほか、勤務時間規程第4条の規定により、あらかじめ割り振られた1週間の正規の勤務時間(この項から第5項までにおいて「割振り変更前の正規の勤務時間」という。)を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して勤務1時間につき、第25条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

- 4 再雇用短時間勤務職員が勤務時間規程第4条の規定により、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間と割振り変更前の正規の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務については、前項の規定にかかわらず、超過勤務手当は、支給しない。
- 5 次の各号に掲げる時間の合計が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項（第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第3項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第25条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、次の各号に掲げる時間に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。
- (1) 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務の時間 100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）
- (2) 第3項に規定する割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した時間（前項に規定する38時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間を除く。） 100分の50
- 6 勤務時間規程第2条の4に規定する超勤代休時間を指定された場合において、当該超勤代休時間に職員が勤務しなかつた時は、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該超勤代休時間の指定に代えられた超過勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第25条に規定する勤務1時間当たりの給与額に、次の各号に掲げる時間に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額の超過勤務手当を支給することを要しない。
- (1) 前項第1号に規定する時間 100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から第1項に規定する割合を減じた割合
- (2) 前項第2号に規定する時間 100分の50から第3項に規定する割合を減じた割合
- 7 第2項に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間について前2項の規定の適用がある場合における当該時間に対する前項の規定の適用については、同項第1号中「第1項に規定する割合」とあるのは、「100分の100」とする。

(休日給)

第21条 祝日法による休日等（毎日曜日を週休日と定められている職員以外の職員にあっては別に定める日）及び年末年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して勤務1時間につき、第25条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の135を乗じて得た額を休日給として支給する。

(夜勤手当)

第22条 正規の勤務時間として又は就業規則第38条の規定に基づく専門業務型裁量労働制の勤務として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第25条に規定する勤務1時間あたりの給与額の100分の25を夜勤手当として支給する。

(端数計算)

第23条 第19条の規定により勤務しない1時間につき減額する額を算定する場合において、当該額に、1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 第20条から前条までの規定により勤務1時間につき支給する超過勤務手当、休日給又は夜勤手当の額を算定する場合において、当該額に、1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

第24条 第19条から第22条までに規定する全時間に1時間未満の端数を生じた場合の取扱いについては、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 第19条の規定を適用する場合

30分以上 30分

30分未満 切り捨て

(2) 第20条から第22条までの規定を適用する場合

30分以上 1時間

30分未満 切り捨て

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第25条 勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及び次に掲げる手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから7時間45分(再雇用短時間勤務職員にあつては、7時間45分に定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た時間)に18を乗じたものを減じたもので除して得た額とする。

(1) 初任給調整手当

(2) 地域手当

(3) 特殊勤務手当(月額で定められているものに限る。)

(宿日直手当)

第26条 宿日直勤務を命ぜられた医師又は歯科医師には、その勤務1回につき21,000円を、医師又は歯科医師以外の職員には、その勤務1回につき5,300円を宿日直手当として支給する。

ただし、勤務時間が5時間未満の宿日直勤務の場合は、医師又は歯科医師は10,500円、医師又は歯科医師以外の職員は2,650円とする。

(管理職員特別勤務手当)

第27条 第11条に規定する職にある職員(以下「管理職員」という。)が臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等(次項において「週休日等」という。)に勤務した場合は、当該管理職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務したときは、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、第1項の規定による勤務1回につき、次の各号に掲げる当該職員の属する第11条第2項に規定する区分(第30条において「区分」という。)に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。ただし、勤務に従事した時間が6時間を超える場合には、下記の額にそれぞれ100分の150を乗じて得た額とする。

(1) 一種 12,000円

(2) 二種 10,000円

(3) 三種 8,000円

(4) 四種 6,000円

4 管理職員特別勤務手当の額は、第2項の規定による勤務1回につき、次の各号に掲げる当該職員の属する第11条第2項に規定する区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 一種 6,000円

(2) 二種 5,000円

(3) 三種 4,000円

(4) 四種 3,000円

5 第1項の勤務をした後、引き続いて第2項の勤務をした特別調整額の支給を受ける職員には、その引き続く勤務に係る同項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。

(特定の職員についての適用除外)

第28条 第20条から第22条までの規定は、管理職員には適用しない。

2 第12条から第14条の2まで、第32条の規定は再雇用職員、再雇用短時間勤務職員には適用しない。

(超過勤務手当等の額の特例)

第29条 職員が月額で定められている特殊勤務手当以外の特殊勤務手当の支給を受ける勤務をした場合において、その勤務が第20条から第22条までに規定する給与の支給対象となるものであるときは、これらの規定による給与の額に別に定める額を加えた額をそれぞれ超過勤務手当、休日給又は夜勤手当として支給する。

(期末手当)

第30条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条及び附則第4項第3号においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ6月30日及び12月10日(これらの日が日曜日に当たるときはそれぞれの日の前々日とし、これらの日が土曜日に当たるときはそれぞれの日の前日)に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、若しくは死亡した職員についても同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の127.5を乗じて得た額(一般職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに一種又は二種の区分の特別調整額の支給を受けるもの(「特定幹部職員」という。)にあつては、100分の107.5を乗じて得た額)に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める支給割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6箇月 100分の100
- (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- (4) 3箇月未満 100分の30

3 再雇用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の127.5」とあるのは「100分の70」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の60」とする。

4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。附則第4項第3号において同じ。)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

5 職員のうち別表第10に定める職員については、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額に職務段階等を考慮して定める同表下欄に掲げる割合を乗じて得た額(管理又は監督の地位にある職員にあつては、その額に次の各号に定める割合を乗じて得た額を加算した額)を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

- (1) 一種の区分の特別調整額を受ける職員 100分の25
- (2) 二種の区分の特別調整額を受ける職員 100分の15

(勤勉手当)

第31条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条及び附則第4項第4号においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、それぞれの基

準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ6月30日及び12月10日(これらの日が日曜日に当たるときはそれぞれの日の前々日とし、これらの日が土曜日に当たるときはそれぞれの日の前日)に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、若しくは死亡した職員についても同様とする。

ただし、それぞれの基準日に在職する派遣県職員に対しては、その者の基準日以前における直近の人事評価及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ6月30日及び12月10日(これらの日が日曜日に当たるときはそれぞれの日の前々日とし、これらの日が土曜日に当たるときはそれぞれの日の前日)に支給する。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、次項に定める職員の勤務期間による割合(次項において「期間率」という。)に別に定める職員の勤務成績による割合を乗じて得た割合を乗じて得た額とする。この場合において、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再雇用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第4項第4号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の92.5(特定幹部職員にあつては、100分の112.5)を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再雇用職員 当該再雇用職員の勤勉手当基礎額に、100分の45(特定幹部職員にあつては、100分の55)を乗じて得た額の総額

3 期間率は、次の表の上欄に掲げる基準日以前6か月以内の期間における職員の勤務期間の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げる割合とする。

勤務期間	割合
6か月	100分の100
5か月15日以上6か月未満	100分の95
5か月以上5か月15日未満	100分の90
4か月15日以上5か月未満	100分の80
4か月以上4か月15日未満	100分の70
3か月15日以上4か月未満	100分の60
3か月以上3か月15日未満	100分の50
2か月15日以上3か月未満	100分の40
2か月以上2か月15日未満	100分の30
1か月15日以上2か月未満	100分の20
1か月以上1か月15日未満	100分の15

15日以上1か月未満	100分の10
15日未満	100分の5
0	0

- 4 第2項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。
- 5 第30条第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。

(寒冷地手当)

第32条 寒冷地手当は、毎月11月から翌月3月までの各月の初日（以下この条において「基準日」という。）において次に掲げる職員（以下この条において「支給対象職員」という。）に対して支給する。

会津若松市の地域に在勤する職員

- 2 前項に係る支給対象職員の寒冷地手当の月額は、別表第11に掲げる地域区分及び基準日における職員の世帯等の区分に応じ、同表に掲げる額とする。

(休職者の給与)

第33条 職員が職務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。第6項において同じ。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、就業規則第18条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。

- 2 職員が結核性疾患にかかり就業規則第18条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当及び寒冷地手当のそれぞれの100分の80を支給する。
- 3 職員が前2項以外の心身の故障により就業規則第18条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当及び寒冷地手当のそれぞれの100分の80を支給する。
- 4 職員が就業規則第18条第1項第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれの100分の60以内で理事長が定める額を支給する。
- 5 職員が、就業規則第18条第1項第3号又は第5号（次項に掲げる場合を除く。）に規定する事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当及び寒冷地手当のそれぞれの100分の70以内で理事長が定める額を支給する。

- 6 職員が就業規則第18条第1項第5号に掲げる事由に該当して休職にされた場合で、その原因が職務上の災害又は通勤による災害と認められるときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当及び寒冷地手当のそれぞれの100分の100以内で理事長が定める額を支給する。
- 7 就業規則第18条第1項の規定により休職にされた職員には、前各項に定める給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。

(専従休職者の給与)

第34条 専従休職の許可を受けた職員には、その許可の効力が有する間はいかなる給与も支給しない。

(給与の口座振込み)

第35条 給与は、職員から申出があるときは、その全部又は一部をその者の預金口座への振込みの方法により支給することができる。

(この規程の施行に関し必要な事項)

第36条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 本規程の運用に関しては、第36条の規定にかかわらず、当分の間、この規程及び関係要綱等に定めるところに抵触しない限りにおいて、なお従前の例によるものとする。
- 3 当分の間、第12条中「35年以内」あるのは、採用の日から教育職給料表及び医療職給料表(一)の適用を受けなくなる日までの期間と、「別表第9に定める額」「別表第9の2に定める額」とあるのは、別表第9に定める額に5万円を加算した額(当該期間が35年以上である職員にあっては、5万円)と、別表第9の2に定める額に5万円を加算した額とする。
- 4 職員(次の表の給料表の欄に掲げる給料表の適用を受ける職員(再雇用職員を除く。))のうち、その職務の級が次の表の職務の級の欄に掲げる職務の級以上である者であってその号給がその職務の級における最低の号給でないものに限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。)に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、平成32年3月31日までの間、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日)以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

- (1) 給料月額 当該特定職員の給料月額に100分の0.9を乗じて得た額（当該特定職員の給料月額に100分の99.1を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額に達しない場合（以下この項及び附則第6項から第8項までにおいて「最低号給に達しない場合」という。）にあっては、当該特定職員の給料月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額（以下この項、附則第6項及び第7項において「給料月額減額基礎額」という。））
- (2) 地域手当 当該特定職員の給料月額に対する地域手当の月額に100分の0.9を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、給料月額減額基礎額に対する地域手当の月額）
- (3) 期末手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（第30条第5項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に職務段階等を考慮して定める別表第10下欄に掲げる割合を乗じて得た額（管理又は監督の地位にある職員にあつては、その額に同項各号に定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額に、100分の0.9を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（同条第5項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に職務段階等を考慮して定める別表第10下欄に掲げる割合を乗じて得た額（管理又は監督の地位にある職員にあつては、その額に同項各号列記の部分に定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額）
- (4) 勤勉手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（第31条第5項において準用する第30条第5項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に職務段階等を考慮して定める別表第10下欄に掲げる割合を乗じて得た額（管理又は監督の地位にある職員にあつては、その額に同項各号に定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額。附則第8項において「勤勉手当減額対象額」という。）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第31条第2項前段に規定する割合を乗じて得た額に100分の0.9を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（同条第5項において準用する第30条第5項の規定の適用を受ける職員にあつては、当該合計額に、当該合計額に職務段階等を考慮して定める別表第10下欄に掲げる割合を乗じて得た額（管理又は監督の地位にある職員にあつては、その額に同項各号に定

める割合を乗じて得た額を加算した額) を加算した額。附則第 8 項において「勤勉手当減額基礎額」という。) に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第 3 1 条第 2 項 前段に規定する割合を乗じて得た額)

(5) 第 3 3 条第 1 項から第 6 項までの規定により支給される給与 当該特定職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 第 3 3 条第 1 項 前各号に定める額

イ 第 3 3 条第 2 項又は第 3 項 第 1 号から第 3 号までに定める額に 100 分の 80 を乗じて得た額

ウ 第 3 3 条第 4 項 第 1 号及び第 2 号に定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

エ 第 3 3 条第 5 項又は第 6 項 第 1 号から第 3 号までに定める額に、同条第 5 項又は第 6 項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

給料表	職務の級
一般職給料表	6 級
教育職給料表	4 級
医療職給料表(二)	6 級
医療職給料表(三)	6 級

5 前項に規定するもののほか、特定職員以外の者が月の初日以外の日に特定職員となった場合における同項の減ずる額の計算その他同項の規定の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

6 附則第 4 項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第 1 9 条の規定により減額される給与の額は、同条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した額から、給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に 1 2 を乗じ、その額を 1 週間当たりの勤務時間に 5 2 を乗じたもので除して得た額に 100 分の 0.9 を乗じて得た額 (最低号給に達しない場合にあつては、給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に 1 2 を乗じ、その額を 1 週間当たりの勤務時間に 5 2 を乗じたもので除して得た額) に相当する額を減じた額とする。

7 附則第 4 項の規定により給与が減ぜられて支給される職員について第 2 0 条から第 2 2 条までに規定する勤務 1 時間当たりの給与額は、第 2 5 条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に 1 2 を乗じ、その額を 1 週間当たりの勤務時間に 5 2 を乗じたものから 7 時間 4 5 分に 1 8 を乗じたものを減じたもので除して得た額に 100 分の 0.9 を乗じて得た額 (最低号給に達しない場合にあつては、給料月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に 1 2 を乗じ、その額を 1 週間当たりの勤務時間に 5 2 を乗じたものから 7 時間 4 5 分に 1 8 を乗じたものを減じたもので除して得た額) に相当する額を減じた額とす

る。

- 8 附則第4項の規定が適用される間、第31条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第4項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の0.8325（特定幹部職員にあっては100分の1.0125）を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、勤勉手当減額基礎額に100分の92.5（特定幹部職員にあっては100分の112.5）を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。

（給料の切替えに伴う経過措置）

- 9 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額（公立大学法人福島県立医科大学職員給与規程の一部を改正する規定（平成21年11月30日規程第31号）の施行の日において、次に掲げる職員である者にあつては100分の99.51を、次に掲げる職員以外の職員及び医療職給料表（一）の適用を受ける職員以外の職員である者にあつては100分の98.93を当該給料月額に乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなるものには、給料月額のほか、その差額に相当する額（附則第4項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、当該額に100分の99.1を乗じて得た額）を給料として支給する。

職員であつて適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表の欄、職務の級及び号給に掲げるものであるもの

給料表	職務の級	号給
一般職給料表	1級	1号給から56号給まで
	2級	1号給から24号給まで
	3級	1号給から8号給まで
教育職給料表	1級	1号給から32号給まで
	2級	1号給から12号給まで
医療職給料表（二）	1級	1号給から52号給まで
	2級	1号給から32号給まで
	3級	1号給から16号給まで
	4級	1号給から4号給まで
医療職給料表（三）	1級	1号給から56号給まで
	2級	1号給から40号給まで
	3級	1号給から16号給まで
	4級	1号給から4号給まで
技能労務職給料表	1級	1号給から56号給まで
	2級	1号給から16号給まで

(給料の調整額に関する経過措置)

- 10 公立大学法人福島県立医科大学職員給与規程第10条の規定により給料の調整額を受ける職員(次項において「給料の調整額適用職員」という。)のうち、その者に係る調整基本額が経過措置基準額に達しないこととなる職員には、給料の調整額のほか、その差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額に当該職員に係る調整数を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を給料の調整額として支給する。
- (1) 平成18年4月1日から平成19年3月31日まで 100分の100
 - (2) 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで 100分の75
 - (3) 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで 100分の50
 - (4) 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで 100分の25
- 11 前項に規定する経過措置基準額とは、次に定める額をいう。

この規程の施行の日の前日から引き続き給料の調整額適用職員である職員 同日にその者に適用されていた調整基本額(公立大学法人福島県立医科大学職員給与規程の一部を改正する規定(平成21年11月30日規程第31号)附則第9項に掲げる職員以外の職員である者にあつては、当該調整基本額に100分の99.42を乗じて得た額)

附 則

この規程は、平成18年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年12月26日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の日(以下「施行日」という。)以後に改正後の公立大学法人福島県立医科大学職員給与規程(以下「新規程」という。)第11条第2項に規定する給料の特別調整額(以下「新特別調整額」という。)の支給を受けることとなる職員であつて、当該新特別調整額(附則第4項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあつては、別表第8の2に定める額に100分の99.1を乗じて得た額)が経過措置基準額(附則第4項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあつては、当該経過措置基準額に100分の99.1を乗じて得た額)に達しないこととなるものに係る平成19年4月1日から平成23年3月31日までの間における新特別調整額は、新規程第11条第2項の

規定にかかわらず、当該新特別調整額に、経過措置基準額から当該新特別調整額を減じて得た額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額を加えて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を給料の特別調整額とすることとする。

- (1) 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで 100分の100
- (2) 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで 100分の75
- (3) 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで 100分の50
- (4) 平成22年4月1日から平成23年3月31日まで 100分の25

3 前項に規定する経過措置基準額とは、次に定める額とする。

施行日の前日に適用されていた給料表の適用を受ける職員であって、同日に属していた職務の級より下位の職務の級に属する職員以外のもののうち、上位区分職員（同日において支給を受けていた給料の特別調整額の旧区分より高い額の旧区分に相当する新区分の給料の特別調整額の支給を受ける職員をいう。）及び相当区分職員（同日において支給を受けていた給料の特別調整額の旧区分に相当する新区分の給料の特別調整額の支給を受ける職員をいう。） 同日にその者が受けていた給料の特別調整額（対象職員にあっては、当該給料の特別調整額に100分99.42を乗じて得た額）

4 教育職給料表適用職員に係る職員の給料の特別調整額の特例の取扱いは、第1条第2項の規定にかかわらず、一種の区分の職員にあっては100分の12、二種の区分の職員にあっては100分の10の割合とする。

附 則

この規程は、平成19年4月12日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

1 この規程は、平成20年3月21日から施行する。ただし、第3条第6項の改正規程、第10条第2項の改正規程（「及び育児短時間勤務職員」を加える部分に限る。）、第12条の改正規程、第16条第2項第2号の改正規程（「再雇用」を加える部分を除く。）及び附則に1項を加える規程は、同年4月1日から施行する。

2 この規程（前項ただし書に規定する改正規程を除く。）による改正後の公立大学法人福島県立医科大学職員給与規程の規定は平成19年4月1日から、この規程（第30条第3項の改正規定及び第31条第2項第1号の改正規程（「100分の72.5」を「100分の75」に改める部分に限る。）に限る。）による改正後の公立大学法人福島県立医科大学職員給与規程の規定は同年12月1日からそれぞれ適用する。

（平成19年12月に支給する勤勉手当に関する特例措置）

3 公立大学法人福島県立医科大学職員給与規程第31条第1項の規定に基づいて職員が

平成 19 年 12 月に支給されることとなる勤勉手当に関する改正後の規程第 31 条第 2 項第 1 号の規定の適用については、同号中「100 分の 75」とあるのは、「100 分の 77.5（給料の特別調整額の支給を受ける職員にあっては、100 分の 72.5）」とする。

（給与の内払）

- 4 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

（理事長への委任）

- 5 附則第 3 項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

- 1 この規程は、平成 20 年 11 月 28 日から施行する。ただし、第 30 条の改正規定は、平成 20 年 12 月 1 日から施行する。

- 2 この規程（第 30 条の改正規程を除く。次項において同じ）は、平成 20 年 4 月 1 日から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正後の規程の規定を適用する場合においては、この規程による改正前の公立大学法人福島県立医科大学職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 21 年 5 月 29 日から施行する。

附 則

（施行期日等）

この規程は、平成 21 年 12 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

（施行期日等）

- 1 この規程は、平成 22 年 8 月 2 日から施行し、改正後の第 20 条の規定は、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）前に改正前の職員給与規程第 20 条第 3 項の規定により平成 22 年 4 月 1 日から施行日の前日までに支払われた超過勤務手当は、改正後の職員給与規程第 20 条第 5 項の規定による超過勤務手当の内払いとみなす。

附 則

この規程は、平成 22 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 23 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 5 月 12 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 26 年 4 月 1 日の前日から引き続き第 3 条第 1 項第 6 号に規定する技能労務職給料表の適用を受ける技能労務職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるものには、給与月額のほか、平成 31 年 3 月 31 日までに

あつてはその差額に相当する額（以下この項において「差額相当額」という。）を、同年4月1日から平成32年3月31日までにあつては差額相当額から切替日の前日において受けていた給料月額と平成27年3月31日において受けていた給料月額（平成31年3月31日において受けていた給料月額が平成27年3月31日において受けていた給料月額を超える場合にあつては、平成31年3月31日に受けていた給料月額）との差額に相当する額に3分の1を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額。以下この項において「減額基準額」という。）（減額基準額が差額相当額を超えるときは、当該差額相当額）を減じた額を、平成32年4月1日から平成33年3月31日までにあつては差額相当額から減額基準額に2を乗じて得た額（その額が差額相当額を超えるときは、当該差額相当額）を減じた額を給料として支給する。

附 則（平成29年4月1日規程第25号）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年4月1日規程第19号）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。ただし、第31条第2項及び附則第8項の規定は、平成26年12月1日から適用する。

（給与の内払）

- 2 改正後の規程を適用する場合においては、改正前の規程に基づいて支給された給与は、改正後の規程による給与の内払とみなす。

（平成26年12月期に支給する勤勉手当の特例）

- 3 第31条第1項の規定に基づいて職員が平成26年12月に支給されることとなる勤勉手当に関する改正後の第31条第2項第1号の規定の適用については同号中「100分の75（特定幹部職員にあつては、100分の95）」とあるのは「100分の82.5（特定幹部職員にあつては、100分の102.5）」とし、同項第2号の規定の適用については同号中「100分の35（特定幹部職員にあつては、100分の45）」とあるのは「100分の37.5（特定幹部職員にあつては、100分の47.5）」とし、改正後の規程附則第8号の規定の適用については同項中「100分の0.675（特定幹部職員にあつては100分の0.855）」とあるのは「100分の0.7425（特定幹部職員にあつては100分の0.9225）」と、「100分の75（特定幹部職員にあつては100分の95）」とあるのは「100分の82.5（特定幹部職員にあつては100分の102.5）」とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第5条第8項の改正規定は公

布の日から、第5条第4項及び第5項の改正規定は平成28年1月1日から施行する。

(切替日前の異動者の号級の調整)

- 2 平成27年4月1日(以下附則第3項、第4項及び第5項において「切替日」という。)前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長が定めるこれに準ずる職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長が定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給料の切替えに伴う経過措置)

- 3 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの(同日においてその者が受けていた給料月額が、公立大学法人福島県立医科大学職員給与規程(以下「給与規程」という。)附則第4項の規定により支給される給料を受けるもの及び理事長が定めた職員を除く。)には、平成32年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額(給与規程附則第4項の表給料表の項に掲げる給料表の適用を受ける職員(再雇用職員を除く。)のうち、その職務の級が同表職務の級の欄に掲げる職務の級以上である者(以下この項において「特定職員」という。)にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日)以後、当該額に100分の99.1を乗じて得た額)を給料として支給する。

ただし、切替日の前日から引き続き第3条第1項第6号に規定する技能労務職給料表の適用を受ける技能労務職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの(同日においてその者が受けていた給料月額について、給与規程附則第2項の規定により支給される給料を受けるものを除く。)には、平成34年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

- 4 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く。)について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。
- 5 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には理事長の定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。
- 6 前3項の規定による給料を支給される職員に関する給与規程第10条第3項、第30条第5項(第31条第5項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定の適用については、給与規程第10条第3項中「調整前における給料月額」とあるのは「調整前における給料月額と給与規程附則第3項から第5項までの規定による給料の額

との合計額」とする。)

(理事長への委任)

- 8 この規則の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 28 年 3 月 18 日から施行する。ただし、第 12 条第 1 項第 1 号の改正規定、平成 18 年 4 月 1 日施行の給与規程附則（以下「平成 18 年附則」という。）第 3 項の改正規定及び別表第 1 から別表第 5 までの改正規定は平成 27 年 4 月 1 日から、第 31 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の改正規定並びに平成 18 年附則第 8 項の改正規定は平成 27 年 12 月 1 日からそれぞれ適用する。

(給与の内払)

- 2 改正後の規程を適用する場合においては、改正前の規程に基づいて支給された給与は、改正後の規程による給与の内払とみなす。

(平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの地域手当の支給割合)

- 3 第 14 条の 2 の規定に基づいて職員が平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間に支給されることとなる地域手当については、「100 分の 16」とあるのは「100 分の 15.5」とする。

(平成 27 年 12 月期に支給する勤勉手当の特例)

- 4 第 31 条第 1 項の規定に基づいて職員が平成 27 年 12 月に支給されることとなる勤勉手当に関する改正後の第 31 条第 2 項第 1 号の規定の適用については同号中「100 分の 80（特定幹部職員にあっては、100 分の 100）」とあるのは「100 分の 85（特定幹部職員にあっては、100 分の 105）」とし、同項第 2 号の規定の適用については同号中「100 分の 37.5（特定幹部職員にあっては、100 分の 47.5）」とあるのは「100 分の 40（特定幹部職員にあっては、100 分の 50）」とし、改正後の平成 18 年附則第 8 項の規定の適用については同項中「100 分の 0.72（特定幹部職員にあっては 100 分の 0.9）」とあるのは「100 分の 0.765（特定幹部職員にあっては 100 分の 0.945）」と、「100 分の 80（特定幹部職員にあっては 100 分の 100）」とあるのは「100 分の 85（特定幹部職員にあっては 100 分の 105）」とする。

(技能労務職員の経過措置)

- 5 平成 27 年 4 月 1 日からこの規程の施行の日の前日までの間において、新たに技能労務職給料表の適用を受けることとなった技能労務職員及び昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった技能労務職員のうち、改正後の給与規程による号給が改正前の給与規程による号給に達しない技能労務職員の当該適用又は異動の日における号給については、改正後の給与規程にかかわらず、改正前の給与規程による号給とするものとする。

(平成 27 年 4 月 1 日施行の附則第 3 項に規定する特定職員に対する給与の支給の特例)

6 この規程の平成 27 年 4 月 1 日施行の給与規程附則（以下「平成 27 年附則」という。）第 3 項に規定する特定職員であり、かつ、平成 27 年 4 月 1 日前に 55 歳に達した者であって、平成 27 年附則第 3 項から第 5 項までの規定による給与が支給される者（以下「経過措置額支給特定職員」という。）に対する平成 27 年 4 月 1 日から施行日の前日の属する月の末日までの間に係る次の各号に掲げる給与の支給に当たっては、この項の適用がないものとした場合に改正後の給与規程（平成 27 年附則第 3 項から第 5 項までの規定を含む。次項において同じ。）により支給されるべき額が、改正前の給与規程（平成 27 年附則第 3 項から第 5 項までの規定を含む。次項において同じ。）により支給されるべき額に達しない場合は、改正前の給与規程により支給されるべき額に相当する額をもってそれぞれ次の各号に掲げる給与の額とする。

- 一 給料（理事長が定める場合におけるものに限る）
- 二 地域手当
- 三 超過勤務手当
- 四 休日給
- 五 夜勤手当
- 六 期末手当
- 七 勤勉手当

7 経過措置額支給特定職員に対する平成 27 年 4 月 1 日から施行日の前日の属する月の末日までの間に係る給与規程第 19 条等の給与の減額に当たっては、この項の適用がないものとした場合に改正後の給与規程による給与に係る減額されるべき額が、改正前の給与規程による給与に係る減額されるべき額を超える場合は、改正前の給与規程による給与に係る減額されるべき額に相当する額をもって減額する額とする。

(平成 27 年附則第 3 項から第 5 項までの規定による給料の特例)

8 平成 27 年 4 月 1 日から施行日の前日までの間において、経過措置額支給特定職員について、改正後の給与規程による給料月額から平成 18 年附則第 4 項第 1 号に定める額に相当する額を減じた額と平成 27 年附則第 3 項から第 5 項までの規定による給料の額との合計額が、改正前の給与規程による給料月額から平成 18 年附則第 4 項第 1 号に定める額に相当する額を減じた額と平成 27 年附則第 3 項から第 5 項までの規定による給料との額の合計額に達しない場合における平成 27 年附則第 3 項から第 5 項までの規定による給料の額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額をもって当該給料の額とする。

9 前項の規定は、経過措置額支給特定職員に対して支給される第 6 項各号に掲げる給与の額及び経過措置額支給特定職員に対する第 19 条等減額の額の算定の基礎となる場合における平成 27 年附則第 3 項から第 5 項までの規定による給料については、適用しない。

10 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、公布の日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。ただし、第 31 条第 2 項及び附則第 8 項の規定は、平成 28 年 12 月 1 日から適用する。

(給与の内払)

- 2 改正後の規程を適用する場合においては、改正前の規程に基づいて支給された給与は、改正後の規程による給与の内払とみなす。

(平成 28 年 12 月期に支給する勤勉手当の特例)

- 3 第 31 条第 1 項の規定に基づいて職員が平成 28 年 12 月に支給されることとなる勤勉手当に関する改正後の第 31 条第 2 項第 1 号の規定の適用については同号中「100 分の 85 (特定幹部職員にあつては、100 分の 105)」とあるのは「100 分の 90 (特定幹部職員にあつては、100 分の 110)」とし、同項第 2 号の規定の適用については同号中「100 分の 40 (特定幹部職員にあつては、100 分の 50)」とあるのは「100 分の 42.5 (特定幹部職員にあつては、100 分の 52.5)」とし、改正後の規程附則第 8 号の規定の適用については同項中「100 分の 0.765 (特定幹部職員にあつては 100 分の 0.945)」とあるのは「100 分の 0.81 (特定幹部職員にあつては 100 分の 0.99)」と、「100 分の 85 (特定幹部職員にあつては 100 分の 105)」とあるのは「100 分の 90 (特定幹部職員にあつては 100 分の 110)」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(平成 32 年 3 月 31 日までの間における扶養手当に関する特例)

- 2 平成 29 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの間における改正後の給与規程第 13 条及び第 14 条の規定の適用については、次のとおりとする。

- (1) 平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間は、改正後の給与規程第 13 条第 1 項ただし書及び第 14 条第 3 項第三号から第六号までの規定は適用せず、改正後の給与規程第 13 条第 3 項及び第 14 条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等については 1 人につき 6,500 円 (一般職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 8 級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして理事長が定める職員 (以下「一般職 8 級職員等」という。) にあつては、3,500 円)、前項第二号に該当する扶養親族 (以下「扶養親族たる子」という。) については 1 人につき 10,000 円」とあるのは「前項

第一号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については10,000円、同項第二号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき8,000円（職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち1人については10,000円）、同項第三号から第六号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については1人につき6,500円（職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあっては、そのうち1人については9,000円）」と、同条第1項中「扶養親族（一般職9級以上職員等にあっては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、一般職9級以上職員等から一般職9級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、「その旨」とあるのは「その旨（新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第一号に掲げる事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。）」と、同項第一号中「場合（一般職9級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあるのは「場合」と、同項中「(2)扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第2項第三号若しくは第五号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合及び一般職9級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を欠くに至った者がある場合を除く。

「(2)扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族）」とあるのは(3)扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者の(4)扶養親族たる子又は扶養親族たる父母等がある職員が配偶者をたる子又は前条第2項第三号若しくは第五号に該当する扶養親族が、22歳に達しない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）有するに至った場合（第一号に該当する場合を除く。）た日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った

場合を除く。）

と、同条第2項中「扶養親族（一般職9級以上職員等にあっては
」
、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、一般職9級以上職員等から一般職9級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職9級以上職員等以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、一般職9級以上職員等以外の職員から一般職9級以上職員等となった職員に扶養親族たる

配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職 9 級以上職員等となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第 3 項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第一号、第二号若しくは第七号」と、「においては、その」とあるのは「又は扶養手当を受けている職員について第 1 項第三号若しくは第四号に掲げる事実が生じた場合においては、これらの」と、「その日が」とあるのは「これらの日が」と、「第一号又は第三号」とあるのは「第一号」と、「の改定」とあるのは「の改定（扶養親族たる子で第 1 項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定並びに扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって配偶者及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが扶養親族たる配偶者又は扶養親族たる子を有するに至った場合の当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）、扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で第 1 項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員であって扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないものが配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる父母等に係る扶養手当の支給額の改定」と、同項第二号中「扶養親族（一般職 9 級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）とあるのは「扶養親族」とする。

- (2) 平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間は、改正後の給与規程第 13 条第 1 項ただし書及び第 14 条第 3 項第三号から第六号までの規定は適用せず、改正後の給与規程第 13 条第 3 項及び第 14 条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第一号及び第三号から第六号までのいずれかに該当する扶養親族」と、「（一般職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 8 級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして理事長が定める職員（以下「一般職 8 級職員等」という。）にあつては、3,500 円）、前項第二号」とあるのは「、同項第二号」と、同条第 1 項中「扶養親族（一般職 9 級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、一般職 9 級以上職員等から一般職 9 級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第一号中「場合（一般職 9 級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあり、及び同項第二号中「場合及び一般職 9 級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第 2 項中「扶養親族（一般職 9 級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に

限る。)」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、一般職 9 級以上職員等から一般職 9 級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職 9 級以上職員等以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、一般職 9 級以上職員等以外の職員から一般職 9 級以上職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職 9 級以上職員等となった日」とあるのは「死亡した日」と、同条第 3 項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第一号、第二号又は第七号」と、「第一号又は第三号」とあるのは「第一号」と、同項第二号中「扶養親族（一般職 9 級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」とする。

- (3) 平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの間は、改正後の給与規程第 13 条第 1 項ただし書並びに第 14 条第 3 項第三号及び第五号の規定は適用せず、改正後の給与規程第 13 条第 3 項及び第 14 条の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「前項第一号及び第三号から第六号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）」と、「が 8 級」とあるのは「が 8 级以上」と、「一般職 8 級職員等」とあるのは「一般職 8 级以上職員等」と、「前項第二号」とあるのは「同項第二号」と、同条第 1 項中「扶養親族（一般職 9 級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」がある場合、一般職 9 級以上職員等から一般職 9 級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは「扶養親族」と、同項第一号中「場合（一般職 9 級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を具備するに至った者がある場合を除く。）」とあり、及び同項第二号中「場合及び一般職 9 級以上職員等に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を欠くに至った者がある場合」とあるのは「場合」と、同条第 2 項中「扶養親族（一般職 9 級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、「なった日、一般職 9 級以上職員等から一般職 9 級以上職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職 9 級以上職員等以外の職員となった日」とあるのは「なった日」と、「同項の規定による届出に係るものがない場合」とあるのは「前項の規定による届出に係るものがない場合」と、「死亡した日、一般職 9 級以上職員等以外の職員から一般職 9 級以上職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が一般職 9 級以上職員等となった日」とあるのは「死亡した日」

と、同条第3項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第一号、第二号、第四号、第六号又は第七号」と、「第一号又は第三号」とあるのは「第一号」と、同項第二号中「扶養親族（一般職9級以上職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）」とあるのは「扶養親族」と、同項第四号中「一般職8級職員等が一般職8級職員等及び一般職9級以上職員等」とあるのは「一般職8級以上職員等が一般職8級以上職員等」と、同項第六号中「一般職8級職員等及び一般職9級以上職員等」とあるのは「一般職8級以上職員等」と、「が一般職8級職員」とあるのは「が一般職8級以上職員等」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成29年12月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の日後1年間において行われる改正後の規程第5条第3項の規定による昇給に係る必要な経過措置については、県給与条例等の規定を準用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。ただし、第16条第2項、第31条第2項及び附則第8項の規定は平成30年4月1日から施行する。

(給与の内払)

- 2 改正後の規程を適用する場合においては、改正前の規程に基づいて支給された給与は、改正後の規程による給与の内払とみなす。

(平成29年12月期に支給する勤勉手当の特例)

- 3 第31条第1項の規定に基づいて職員が平成29年12月に支給されることとなる勤勉手当に関する第31条第2項第1号の規定の適用については同号中「100分の85（特定幹部職員にあつては、100分の105）」とあるのは「100分の95（特定幹部職員にあつては、100分の115）」とし、同項第2号の規定の適用については同号中「100分の40（特定幹部職員にあつては、100分の50）」とあるのは「100分の45（特定幹部職員にあつては、100分の55）」とし、附則第8号の規定の適用については同項中「100分の0.765（特定幹部職員にあつては100分の0.945）」とあるのは「100分の0.855（特定幹部職員にあつては100分の1.035）」と、「100分の85（特定幹部職員にあつては100分の105）」とあるのは「100分の95（特定幹部職員にあつては100分の115）」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成31年1月15日から施行する。ただし、第16条第2項、第30条第2

項及び第3項、第31条第1項及び第2項、附則第8項並びに別表第6の規定は平成31年4月1日から施行し、第26条、別表第1から別表第5、別表第7-2及び別表第9の規定は平成30年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 2 改正後の規程を適用する場合においては、改正前の規程に基づいて支給された給与は、改正後の規程による給与の内払とみなす。

(平成30年12月期に支給する勤勉手当の特例)

- 3 第31条第1項の規定に基づいて職員が平成30年12月に支給されることとなる勤勉手当に関する第31条第2項第1号の規定の適用については同号中「100分の90(特定幹部職員にあっては、100分の110)」とあるのは「100分の95(特定幹部職員にあっては、100分の115)」とし、同項第2号の規定の適用については同号中「100分の42.5(特定幹部職員にあっては、100分の52.5)」とあるのは「100分の47.5(特定幹部職員にあっては、100分の57.5)」とし、附則第8項の規定の適用については同項中「100分の0.81(特定幹部職員にあっては100分の0.99)」とあるのは「100分の0.855(特定幹部職員にあっては100分の1.035)」と、「100分の90(特定幹部職員にあっては100分の110)」とあるのは「100分の95(特定幹部職員にあっては100分の115)」とする。

別表第1 (第3条関係)

一般職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再雇用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	147,300	198,700	235,100	268,700	295,300	326,400	371,500	418,300	470,000	535,000
	2	148,400	200,500	236,800	270,800	297,600	328,700	374,200	420,800	473,100	538,100
	3	149,600	202,300	238,400	272,600	299,900	331,000	376,800	423,300	476,200	541,300
	4	150,700	204,100	240,100	274,700	302,200	333,300	379,500	425,900	479,300	544,400
	5	151,900	205,700	241,600	276,500	304,200	335,500	381,600	427,800	482,300	547,700
	6	153,100	207,500	243,200	278,600	306,500	337,600	384,200	430,100	485,400	550,000
	7	154,200	209,200	244,800	280,600	308,700	339,900	386,700	432,400	488,600	552,500
	8	155,300	210,900	246,400	282,700	310,900	342,100	389,300	434,600	491,700	555,100
	9	156,400	212,500	248,000	284,700	313,000	344,200	391,700	436,600	494,700	557,600
	10	157,800	214,400	249,500	286,700	315,300	346,400	394,400	438,700	497,800	559,400
	11	159,100	216,200	251,000	288,800	317,600	348,500	397,100	440,800	500,900	561,200
	12	160,500	218,000	252,500	291,000	319,900	350,700	399,800	442,900	504,000	562,900
	13	161,900	219,500	253,900	292,900	322,000	352,700	402,400	444,900	506,800	564,800
	14	163,400	221,400	255,300	295,000	324,100	354,700	404,700	446,800	509,100	566,200
	15	164,900	223,200	256,700	297,100	326,300	356,800	407,000	448,800	511,500	567,600
	16	166,500	224,900	258,200	299,100	328,500	359,000	409,400	450,800	513,900	568,900
	17	167,900	226,700	259,500	301,000	330,600	360,900	411,300	452,800	516,100	570,000
	18	169,500	228,400	261,400	303,100	332,700	362,900	413,300	454,600	517,600	571,000
	19	171,000	230,100	263,000	305,300	334,800	364,900	415,200	456,400	519,100	572,000
	20	172,500	231,700	264,900	307,400	336,900	366,900	417,100	458,200	520,500	572,900
	21	174,000	233,200	266,400	309,300	338,900	368,700	419,000	460,000	521,900	573,900
	22	176,700	234,900	268,300	311,400	341,000	370,700	420,800	461,500	523,300	
	23	179,300	236,500	270,100	313,500	343,100	372,600	422,700	463,000	524,800	
	24	182,000	238,000	271,900	315,600	345,200	374,600	424,600	464,500	526,200	
	25	184,900	239,500	273,700	317,400	346,800	376,600	426,500	466,000	527,500	
	26	186,600	241,100	275,500	319,500	348,800	378,600	428,000	467,300	528,600	
	27	188,400	242,500	277,400	321,600	350,800	380,600	429,600	468,600	529,700	
	28	190,100	243,800	279,400	323,700	352,800	382,700	431,200	469,700	530,900	
	29	191,600	245,000	281,100	325,600	354,400	384,400	432,900	470,800	532,000	
	30	193,400	246,100	282,900	327,700	356,300	386,200	434,200	471,700	532,900	
	31	195,200	247,300	284,800	329,800	358,200	388,000	435,500	472,500	533,800	
	32	196,800	248,500	286,700	331,900	360,000	389,800	436,800	473,200	534,600	
	33	198,500	249,800	288,300	333,500	362,000	391,400	438,000	473,900	535,500	
	34	200,000	251,200	290,200	335,500	363,800	392,800	439,300	474,700	536,400	
	35	201,500	252,400	292,000	337,600	365,600	394,300	440,700	475,400	537,100	
	36	202,900	253,600	293,800	339,700	367,500	395,900	442,000	476,100	537,800	
	37	204,200	254,500	295,500	341,500	369,000	397,500	443,200	476,600	538,400	
	38	205,600	256,000	297,300	343,500	370,300	398,700	444,000	477,200	539,000	
	39	206,800	257,400	299,100	345,500	371,700	400,000	444,800	477,800	539,600	
40	208,000	258,900	300,900	347,500	373,100	401,200	445,600	478,500	540,200		

別表第1（第3条関係）

一般職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再雇 用員 以外 の職 員	41	209,500	260,200	302,700	349,500	374,400	402,400	446,200	479,100	540,900	
	42	210,800	261,600	304,400	351,400	375,400	403,600	446,900	479,500		
	43	212,200	263,000	306,100	353,300	376,500	404,700	447,600	479,800		
	44	213,500	264,400	307,800	355,100	377,600	405,800	448,400	480,300		
	45	214,600	265,400	309,400	356,800	378,600	406,600	449,200	480,800		
	46	215,900	266,800	311,100	358,300	379,400	407,300	450,000			
	47	217,300	268,200	312,800	359,800	380,300	408,000	450,500			
	48	218,600	269,500	314,500	361,300	381,200	408,600	451,200			
	49	219,800	270,600	315,700	362,800	382,200	409,200	451,700			
	50	220,900	271,800	317,200	363,700	383,000	409,800	452,100			
	51	221,900	273,000	318,800	364,800	383,700	410,400	452,500			
	52	223,100	274,300	320,500	365,800	384,600	411,000	452,900			
	53	224,200	275,400	321,900	366,800	385,300	411,400	453,400			
	54	225,300	276,600	323,400	367,900	386,000	411,700	453,800			
	55	226,100	277,900	325,000	369,000	386,700	412,000	454,100			
	56	227,000	279,200	326,600	370,000	387,400	412,300	454,400			
	57	227,800	280,300	328,200	370,900	388,000	412,500	454,700			
	58	228,700	281,400	329,400	371,600	388,600	412,900	455,100			
	59	229,500	282,500	330,600	372,300	389,200	413,200	455,400			
	60	230,400	283,500	331,800	373,000	389,900	413,400	455,600			
	61	231,000	284,500	332,700	373,300	390,400	413,900	455,900			
	62	231,900	285,500	333,600	373,900	391,000	414,100				
	63	232,800	286,500	334,400	374,600	391,600	414,400				
	64	233,700	287,500	335,200	375,300	392,200	414,700				
	65	234,500	288,300	336,100	375,800	392,600	415,000				
	66	235,500	289,200	336,500	376,500	393,300	415,300				
	67	236,300	290,100	337,300	377,200	393,900	415,500				
	68	237,200	291,000	338,100	377,800	394,500	415,800				
	69	237,800	291,700	338,800	378,300	394,900	416,100				
	70	238,600	292,400	339,500	378,900	395,400	416,400				
	71	239,300	293,200	340,200	379,500	396,100	416,700				
	72	240,000	294,100	340,900	380,100	396,600	416,900				
73	240,700	295,000	341,500	380,600	396,900	417,100					
74	241,400	295,500	342,100	381,200	397,400	417,400					
75	242,100	295,900	342,700	381,900	397,700	417,700					
76	242,800	296,300	343,200	382,500	398,100	417,900					
77	243,300	296,500	343,500	383,000	398,400	418,100					
78	244,000	296,900	344,000	383,500	398,700	418,600					
79	244,800	297,300	344,500	384,100	399,000	419,100					
80	245,500	297,600	345,000	384,600	399,200	419,600					
81	246,100	297,800	345,400	385,100	399,400	420,000					
82	246,800	298,100	345,900	385,700	399,800	420,300					
83	247,500	298,400	346,400	386,100	400,100	420,900					
84	248,200	298,700	346,900	386,500	400,300	421,600					

別表第1 (第3条関係)

一般職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再雇 用職 員以 外の 職員	85	248,800	299,000	347,300	386,900	400,500	422,100				
	86	249,500	299,300	347,700	387,400	401,100	422,400				
	87	250,200	299,600	348,200	387,800	401,800	423,000				
	88	250,900	300,000	348,600	388,100	402,500	423,700				
	89	251,600	300,300	348,900	388,600	402,900	424,100				
	90	252,100	300,600	349,400	389,200	403,400					
	91	252,500	301,000	349,900	389,700	403,800					
	92	253,000	301,300	350,300	390,100	404,400					
	93	253,300	301,500	350,500	390,300	404,900					
	94		301,800	350,900	390,600						
	95		302,200	351,400	391,000						
	96		302,600	351,800	391,400						
	97		302,800	351,900	391,700						
	98		303,100	352,400	392,200						
	99		303,400	352,700	392,600						
	100		303,800	353,100	393,000						
	101		304,000	353,500	393,300						
	102		304,400	353,900							
	103		304,800	354,300							
	104		305,100	354,600							
	105		305,300	355,100							
	106		305,600	355,500							
	107		306,000	355,900							
	108		306,300	356,300							
	109		306,500	356,700							
110		306,900	357,000								
111		307,300	357,400								
112		307,600	357,700								
113		307,700	358,200								
114		308,100									
115		308,300									
116		308,700									
117		308,900									
118		309,100									
119		309,400									
120		309,600									
121		309,900									
122		310,200									
123		310,500									
124		310,800									
125		311,100									
再雇 用職 員		191,700	220,000	261,100	281,100	296,600	322,600	365,400	399,600	452,100	534,700

別表第2（第3条関係）

教育職給料表

職務 の級	1級	2級	3級	4級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円
1	221,300	284,400	322,700	413,000
2	223,500	287,600	326,200	415,400
3	225,700	290,700	329,800	418,000
4	227,900	293,800	333,300	420,500
5	230,200	297,000	336,600	422,900
6	232,300	299,900	340,200	425,500
7	234,500	302,600	343,700	428,100
8	236,800	305,400	347,300	430,700
9	239,300	308,200	350,700	432,800
10	241,700	311,100	354,000	435,200
11	244,200	313,900	357,300	437,700
12	246,700	316,800	360,600	440,300
13	249,000	319,200	363,900	442,500
14	251,400	321,800	366,500	444,800
15	253,900	324,400	369,100	447,200
16	256,300	327,100	371,700	449,700
17	258,500	329,200	374,100	451,900
18	261,800	331,900	376,400	454,400
19	265,000	334,500	378,700	456,800
20	268,200	337,300	381,000	459,200
21	271,400	339,800	382,900	461,700
22	274,500	342,400	385,100	464,100
23	277,700	345,200	387,100	466,400
24	280,900	348,000	389,100	468,700
25	284,100	350,300	390,900	470,600
26	287,200	352,600	392,800	472,900
27	290,200	354,600	394,500	474,900
28	293,200	356,500	396,300	477,000
29	296,400	358,300	398,000	479,000
30	299,100	360,400	399,800	481,100
31	301,800	362,000	401,700	483,000
32	304,700	363,900	403,500	485,000
33	307,100	365,700	405,300	486,400
34	310,000	367,400	407,100	488,200
35	313,000	369,600	408,900	490,200
36	315,900	371,400	410,600	492,500
37	318,600	373,000	412,000	494,300
38	320,800	374,400	413,700	496,000
39	323,000	376,000	415,400	497,700
40	325,300	377,300	417,200	499,400
41	327,300	378,000	418,800	501,100
42	328,500	379,800	420,500	502,700
43	329,400	381,600	422,200	504,300
44	330,300	383,500	424,000	505,800
45	330,800	384,900	425,400	507,300
46	331,600	386,500	427,000	508,700
47	332,400	388,400	428,600	510,300
48	332,900	390,200	430,300	512,000

別表第2 (第3条関係)

教育職給料表

職務 の級	1級	2級	3級	4級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
49	333,700	391,600	431,800	513,400
50	334,400	393,400	433,100	514,900
51	334,800	394,800	434,300	516,600
52	335,600	396,700	435,600	518,200
53	336,400	398,100	436,400	519,500
54	337,100	399,700	437,300	520,900
55	337,900	401,100	438,200	522,300
56	338,200	402,600	439,200	523,800
57	338,800	403,900	439,900	525,100
58	339,500	405,300	440,700	526,100
59	339,700	406,600	441,600	527,000
60	340,400	408,100	442,200	528,000
61	341,100	409,400	442,800	528,900
62	341,700	411,000	443,400	529,800
63	342,600	412,500	444,300	530,500
64	343,200	414,000	445,100	531,200
65	343,600	414,900	445,600	531,700
66	344,600	416,000	446,300	532,300
67	345,600	416,900	447,000	532,900
68	346,700	418,100	447,700	533,700
69	347,600	419,000	448,200	534,500
70	348,700	419,900	448,800	535,300
71	349,700	420,800	449,600	536,200
72	350,600	421,500	450,300	537,100
73	351,200	422,300	451,000	538,000
74	352,100	423,200	451,700	538,900
75	353,100	424,100	452,200	539,700
76	354,100	425,100	452,700	540,500
77	355,100	425,400	453,200	541,400
78	356,100	426,000	453,500	542,300
79	356,900	426,600	453,800	543,200
80	357,900	427,100	454,100	544,100
81	358,800	427,400	454,400	545,000
82	359,800	427,900	454,700	
83	360,800	428,400	455,000	
84	361,700	428,900	455,300	
85	362,300	429,200	455,600	
86	362,900	429,700	455,900	
87	363,400	430,300	456,200	
88	364,100	430,900	456,500	
89	364,500	431,300	456,800	
90	365,000	431,900	457,100	
91	365,500	432,400	457,500	
92	366,000	433,000	458,200	
93	366,400	433,300	458,600	
94	366,800	433,800	459,300	
95	367,300	434,300	460,000	
96	367,800	434,800	460,600	

別表第2（第3条関係）

教育職給料表

職務 の級	1級	2級	3級	4級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
97	368,400	435,300	461,000	
98	368,900	435,800	461,600	
99	369,400	436,300	462,300	
100	369,900	436,800	463,000	
101	370,300	437,100	463,500	
102	370,800	437,600		
103	371,300	438,100		
104	371,700	438,600		
105	372,000	439,000		
106	372,500	439,500		
107	373,000	439,900		
108	373,600	440,400		
109	374,100	440,900		
110	374,500	441,400		
111	375,000	441,800		
112	375,600	442,200		
113	376,200	442,600		
114	376,600	443,100		
115	377,100	443,500		
116	377,600	443,900		
117	377,700	444,200		
118	378,200			
119	378,700			
120	379,000			
121	379,300			
122	379,700			
123	380,200			
124	380,600			
125	380,800			
126	381,400			
127	381,800			
128	382,400			
129	382,700			
130	383,200			
131	383,700			
132	384,200			
133	384,600			
134	385,100			
135	385,600			
136	386,100			
137	386,500			
138	387,000			
139	387,500			
140	388,000			
141	388,300			

別表第2の2（第3条関係）

医療職給料表（一）

職務 の級	1級	2級	3級	4級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円
1	250,400	336,800	402,600	478,400
2	252,900	339,800	405,500	480,700
3	255,400	342,700	408,500	483,000
4	257,900	345,800	411,400	485,300
5	260,500	348,700	414,200	487,600
6	264,300	352,100	417,000	489,800
7	268,200	355,300	419,800	492,000
8	272,000	358,400	422,600	494,200
9	275,600	361,500	425,000	496,300
10	279,600	364,500	427,600	498,400
11	283,700	367,700	430,200	500,500
12	287,700	370,800	432,900	502,600
13	291,600	373,900	435,500	504,600
14	295,600	377,500	438,000	506,700
15	299,600	381,100	440,500	508,800
16	303,500	384,700	442,900	510,900
17	307,300	388,400	445,100	512,800
18	311,000	391,200	447,500	514,800
19	314,600	394,000	449,900	516,800
20	318,200	396,800	452,300	518,800
21	322,000	399,700	454,300	520,600
22	325,800	402,200	456,700	522,500
23	329,400	404,900	459,100	524,400
24	333,000	407,500	461,500	526,300
25	336,500	409,700	463,800	528,000
26	339,400	411,900	466,100	529,800
27	342,100	414,100	468,300	531,600
28	344,700	416,400	470,600	533,400
29	347,700	418,700	472,700	535,200
30	349,900	420,800	475,000	537,000
31	352,300	422,900	477,300	538,800
32	354,600	425,000	479,600	540,600
33	356,800	427,000	481,500	542,100
34	359,200	428,900	483,600	543,900
35	361,600	430,900	485,700	545,700
36	364,000	432,900	487,800	547,500
37	366,400	434,900	489,700	549,000
38	368,800	436,900	491,500	550,600
39	371,300	438,800	493,300	552,200
40	373,700	440,800	495,100	553,800
41	376,000	442,600	496,700	555,400
42	377,400	444,400	498,500	556,800

別表第2の2（第3条関係）

医療職給料表（一）

職務 の級	1級	2級	3級	4級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
43	378,900	446,100	500,300	558,200
44	380,400	447,900	502,100	559,600
45	381,600	449,800	503,700	560,700
46	383,000	451,600	505,400	561,700
47	384,500	453,400	507,200	562,700
48	386,000	455,200	509,000	563,700
49	387,100	456,800	510,600	564,700
50	388,100	458,600	511,900	565,600
51	389,100	460,400	513,200	566,500
52	390,000	462,200	514,500	567,400
53	390,900	463,900	515,600	568,300
54	391,800	465,100	516,900	569,200
55	392,700	466,300	518,200	570,100
56	393,600	467,500	519,500	571,000
57	394,400	468,400	520,500	572,000
58	395,300	469,400	521,400	572,900
59	396,200	470,400	522,300	573,800
60	397,100	471,400	523,200	574,600
61	397,500	472,200	523,700	575,500
62	398,000	472,900	524,600	576,400
63	398,400	473,600	525,500	577,300
64	398,900	474,300	526,400	578,200
65	399,200	474,900	527,300	579,100
66		475,600	528,200	
67		476,300	529,100	
68		477,000	530,000	
69		477,300	530,800	
70		477,900	531,700	
71		478,600	532,600	
72		479,300	533,400	
73		479,700	534,100	
74		480,200	535,000	
75		480,900	535,900	
76		481,600	536,700	
77		481,900	537,600	
78		482,500	538,500	
79		483,100	539,400	
80		483,700	540,300	
81		484,300	541,100	
82		484,900	542,000	
83		485,500	542,900	
84		486,100	543,800	

別表第2の2（第3条関係）

医療職給料表（一）

職務 の級	1級	2級	3級	4級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
85		486,400	544,700	
86		487,000	545,600	
87		487,500	546,500	
88		488,100	547,400	
89		488,500	548,200	
90		489,100		
91		489,700		
92		490,200		
93		490,700		
94		491,300		
95		491,900		
96		492,500		
97		493,000		

別表第3（第3条関係）

医療職給料表（二）

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	154,300	193,400	228,500	255,200	285,600	333,900	379,900
	2	155,700	195,000	230,000	256,600	287,700	336,000	382,600
	3	157,100	196,700	231,300	257,800	289,700	338,200	385,300
	4	158,500	198,400	232,800	259,200	292,000	340,300	388,000
	5	159,800	199,700	234,300	260,300	294,100	342,400	390,500
	6	161,600	201,200	235,900	261,700	296,200	344,600	393,200
	7	163,500	202,800	237,300	263,000	298,300	346,700	395,800
	8	165,200	204,300	238,800	264,400	300,500	348,900	398,500
	9	166,900	205,800	240,300	265,500	302,400	350,800	400,500
	10	168,600	207,500	242,000	266,900	304,600	352,900	402,800
	11	170,300	209,100	243,300	268,200	306,900	354,900	404,900
	12	172,100	210,800	244,700	269,400	309,200	357,000	407,100
	13	173,600	212,300	246,200	270,700	311,200	359,000	409,400
	14	175,500	213,900	247,600	272,100	313,300	361,100	411,400
	15	177,500	215,400	249,000	273,600	315,500	363,000	413,400
	16	179,400	216,900	250,400	275,200	317,700	365,100	415,600
再雇用職員以外の職員	17	181,400	218,300	251,600	276,600	319,500	366,900	417,600
	18	183,300	220,000	252,900	278,300	321,600	369,000	419,600
	19	185,200	221,700	254,200	279,900	323,700	370,900	421,600
	20	187,000	223,400	255,300	281,800	325,900	373,000	423,600
	21	189,100	224,600	256,200	283,400	327,800	374,800	425,400
	22	190,600	226,200	257,600	285,300	329,700	376,900	427,000
	23	192,100	227,500	258,700	287,200	331,700	379,000	428,600
	24	193,600	229,100	260,000	289,000	333,700	381,100	430,200
	25	195,300	230,400	261,000	290,800	335,500	382,700	431,700
	26	196,600	231,900	262,600	292,700	337,500	384,500	433,000
	27	198,100	233,400	264,000	294,500	339,500	386,300	434,300
	28	199,500	234,800	265,600	296,400	341,600	388,000	435,700
	29	201,000	236,200	267,100	298,300	343,500	389,900	437,000
	30	202,300	237,600	268,800	300,200	345,300	391,400	438,300
	31	203,700	239,100	270,300	302,100	347,100	393,100	439,600
	32	205,000	240,500	272,000	303,900	348,800	394,700	440,700
	33	206,400	241,900	273,600	305,500	350,400	396,100	441,900
	34	207,800	243,300	275,400	307,300	352,300	397,300	443,200
	35	209,000	244,400	277,200	309,100	354,200	398,600	444,400
	36	210,400	245,800	278,800	310,800	356,100	399,900	445,700

別表第3（第3条関係）

医療職給料表（二）

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再雇 用職 員以 外の 職員	37	211,600	246,900	280,400	312,200	358,000	401,000	446,900
	38	213,000	248,300	282,100	313,900	359,600	402,200	447,600
	39	214,400	249,500	283,800	315,700	361,300	403,400	448,200
	40	215,700	250,900	285,500	317,500	363,000	404,600	448,900
	41	216,900	252,100	287,000	318,800	364,300	405,400	449,400
	42	218,100	253,400	288,700	320,500	365,500	406,200	449,800
	43	219,300	254,600	290,400	322,100	366,700	407,000	450,200
	44	220,500	255,800	292,100	323,600	367,800	407,700	450,600
	45	221,700	257,000	293,600	324,900	369,000	408,200	451,000
	46	222,800	258,400	295,300	326,500	369,900	408,900	451,400
	47	223,800	259,700	297,000	328,100	371,100	409,300	451,800
	48	225,000	261,300	298,700	329,600	372,200	409,800	452,100
	49	226,100	262,900	300,000	331,000	373,200	410,200	452,400
	50	227,000	264,300	301,500	332,300	374,200	410,500	452,900
	51	227,900	265,700	303,100	333,500	375,100	410,800	453,200
	52	228,800	266,900	304,600	334,700	376,100	411,200	453,500
	53	229,500	268,000	305,800	335,800	376,900	411,500	453,800
	54	230,400	269,400	307,300	336,800	377,800	411,800	
	55	231,300	270,800	308,800	337,800	378,700	412,100	
	56	232,200	272,100	310,300	338,700	379,600	412,400	
	57	232,900	273,200	311,600	339,500	380,200	412,700	
	58	233,800	274,500	313,000	340,300	381,000	413,000	
	59	234,500	275,800	314,200	341,100	381,800	413,300	
	60	235,400	277,000	315,600	342,000	382,600	413,700	
	61	236,100	277,900	316,700	342,700	383,000	413,900	
	62	237,100	279,200	318,000	343,100	383,700	414,200	
	63	238,100	280,500	319,300	343,800	384,400	414,500	
	64	239,000	281,700	320,700	344,500	385,100	414,800	
	65	239,800	282,700	322,000	345,100	385,600	414,900	
	66	240,600	283,700	322,800	345,800	386,300	415,400	
	67	241,400	284,800	323,600	346,500	387,000	415,700	
	68	242,200	285,900	324,400	347,200	387,700	416,000	
	69	242,800	286,900	325,100	347,900	388,100	416,200	
	70	243,500	288,000	325,800	348,500	388,600	416,500	
	71	244,200	289,100	326,500	349,100	389,100	416,800	
	72	244,900	290,200	327,100	349,700	389,600	417,100	
	73	245,500	291,000	327,800	350,000	390,100	417,200	
	74	246,300	291,700	328,100	350,600	390,700	417,500	
	75	247,100	292,400	328,600	351,200	391,200	418,200	
	76	247,900	293,200	329,300	351,800	391,900	418,900	

別表第3（第3条関係）

医療職給料表（二）

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
再雇 用職 員以 外の 職員	77	248,300	293,700	329,900	352,200	392,400	419,100	
	78	248,900	294,300	330,400	352,700	392,900	419,800	
	79	249,500	294,900	330,900	353,200	393,400	420,500	
	80	250,100	295,500	331,400	353,600	393,900	421,200	
	81	250,400	296,100	332,000	354,000	394,200	421,700	
	82	250,800	296,600	332,500	354,400	394,700	422,400	
	83	251,200	297,100	333,000	354,600	395,100	423,000	
	84	251,600	297,600	333,500	354,900	395,500	423,700	
	85	251,900	297,800	333,900	355,400	396,000	424,200	
	86		298,100	334,300	355,800	396,500		
	87		298,300	334,600	356,200	396,900		
	88		298,600	335,000	356,600	397,300		
	89		298,800	335,300	357,000	397,600		
	90		299,000	335,700	357,300	398,100		
	91		299,200	336,100	357,500	398,500		
	92		299,400	336,600	357,800	398,900		
	93		299,800	337,100	358,200	399,400		
	94		300,000	337,200	358,500	399,900		
	95		300,200	337,500	358,800	400,300		
	96		300,500	337,800	359,100	400,700		
97		300,800	338,000	359,500	401,100			
98		301,100	338,300	359,900	401,600			
99		301,400	338,600	360,300	402,000			
100		301,700	338,900	360,700	402,400			
101		302,000	339,000	361,200	402,800			
102		302,300	339,400	361,600				
103		302,600	339,800	362,000				
104		302,900	340,000	362,400				
105		303,100	340,100	362,900				
106			340,500					
107			340,900					
108			341,200					
109			341,300					
110			341,700					
111			342,100					
112			342,500					
113			342,700					
再雇 用職 員		192,000	219,400	248,300	264,000	288,100	329,800	373,500

別表第4（第3条関係）

医療職給料表（三）

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再雇 用職 員以 外の 職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	166,500	194,500	243,600	266,100	292,300	337,700	383,200
	2	167,900	196,600	245,400	267,100	294,300	339,900	385,900
	3	169,400	198,800	247,100	268,100	296,300	342,000	388,600
	4	170,800	200,900	248,900	269,100	298,300	344,200	391,300
	5	172,300	203,100	250,400	269,900	300,100	346,100	393,500
	6	173,900	205,500	251,800	271,000	302,000	348,300	395,900
	7	175,400	207,800	253,200	271,800	303,900	350,500	398,200
	8	176,900	210,100	254,300	272,900	305,900	352,700	400,400
	9	178,300	212,700	255,500	274,100	307,500	354,200	402,700
	10	180,000	214,100	256,500	274,900	309,400	356,200	404,900
	11	181,600	215,500	257,400	276,100	311,100	358,200	407,100
	12	183,200	217,000	258,600	277,500	313,000	360,200	409,500
	13	184,800	218,200	259,700	278,800	314,500	362,500	411,600
	14	186,900	219,800	260,800	280,300	316,300	364,600	413,700
	15	188,900	221,400	261,800	281,700	318,100	366,700	415,900
	16	191,000	222,700	262,600	283,200	320,000	368,800	418,100
	17	193,200	224,100	263,400	284,400	321,600	370,900	420,200
	18	195,400	225,500	264,400	285,900	323,300	373,000	422,400
	19	197,500	227,000	265,400	287,300	325,000	375,000	424,600
	20	199,700	228,500	266,400	288,900	326,700	377,200	426,800
	21	201,900	229,800	267,200	290,300	328,200	379,000	428,800
	22	204,100	231,500	268,100	291,900	329,800	381,100	430,700
	23	206,400	233,200	269,000	293,400	331,200	383,200	432,600
	24	208,600	234,900	270,100	295,000	332,800	385,300	434,500
	25	210,800	236,200	271,400	296,200	334,200	387,500	436,200
	26	212,100	237,900	272,800	298,000	335,700	389,200	437,900
	27	213,500	239,500	274,200	299,600	337,300	391,000	439,600
	28	214,800	241,200	275,500	301,400	338,900	392,900	441,200
	29	215,900	243,000	276,800	302,700	340,100	394,800	442,400
	30	217,200	244,500	278,400	304,400	341,600	396,600	444,000
	31	218,400	245,800	279,900	306,100	343,100	398,500	445,400
	32	219,700	247,200	281,500	307,700	344,800	400,400	447,000
	33	220,800	248,300	283,000	309,000	346,300	402,100	448,600
	34	222,100	249,300	284,500	310,600	347,900	403,900	450,200
	35	223,500	250,200	286,000	312,200	349,500	405,700	451,800
	36	224,800	251,500	287,400	313,900	351,100	407,600	453,300
	37	226,100	252,400	288,700	315,300	352,800	409,100	454,500
	38	227,500	253,500	290,100	316,900	354,400	410,800	455,800
	39	228,900	254,500	291,400	318,300	356,000	412,600	457,100
40	230,400	255,500	292,900	319,900	357,600	414,400	458,600	

別表第4（第3条関係）

医療職給料表（三）

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	41	231,500	256,100	294,200	321,300	358,900	416,000	459,600
	42	232,900	257,100	295,800	322,800	360,400	417,600	460,300
	43	234,200	258,000	297,400	324,300	361,900	419,200	461,200
	44	235,500	259,000	299,000	325,800	363,400	420,500	461,800
	45	236,800	259,800	300,200	326,600	364,900	421,700	462,700
	46	238,200	260,800	301,700	328,100	366,100	422,800	463,400
	47	239,500	261,700	303,200	329,600	367,600	423,800	464,200
	48	240,900	262,800	304,700	331,000	369,000	425,100	465,100
	49	241,900	263,900	305,900	332,300	370,400	426,400	465,800
	50	243,000	265,200	307,200	333,700	371,800	427,500	466,500
	51	244,000	266,400	308,300	335,000	373,200	428,800	467,200
	52	245,100	267,700	309,700	336,400	374,700	429,900	468,100
	53	246,000	268,800	311,000	337,900	376,100	431,100	468,900
	54	247,200	270,400	312,300	339,300	377,300	432,200	469,700
	55	248,200	271,900	313,600	340,700	378,500	433,300	470,400
	56	249,200	273,500	315,000	342,100	379,700	434,400	471,100
	57	250,000	274,800	316,000	343,000	380,800	435,500	472,000
	58	251,000	276,400	317,400	344,300	381,800	436,100	472,900
	59	251,800	277,900	318,800	345,500	382,800	436,700	473,800
	60	252,800	279,500	320,200	346,800	383,800	437,100	474,700
再雇 用職 員以 外の 職員	61	253,700	281,000	321,300	348,000	384,500	437,700	475,600
	62	254,700	282,500	322,600	349,000	385,300	438,200	476,500
	63	255,500	283,800	323,900	350,300	386,000	438,600	477,400
	64	256,700	285,300	325,200	351,500	386,800	439,100	478,300
	65	257,600	286,600	326,600	352,700	387,500	439,800	479,200
	66	258,700	288,100	327,900	353,900	388,200	440,200	480,100
	67	260,000	289,600	329,200	355,100	388,800	440,500	481,000
	68	260,900	291,100	330,500	356,200	389,600	440,800	481,900
	69	261,700	292,200	331,300	357,200	390,500	441,200	482,800
	70	263,000	293,700	332,400	358,300	391,100	441,600	483,700
	71	264,100	295,200	333,500	359,400	391,800	442,100	
	72	265,400	296,700	334,500	360,500	392,500	442,800	
	73	266,500	297,700	335,700	361,500	393,200	443,400	
	74	267,800	299,100	336,500	362,600	393,700	444,100	
	75	269,100	300,200	337,600	363,700	394,300	444,700	
	76	270,400	301,600	338,800	364,800	394,800	445,300	
	77	271,300	302,900	339,900	365,500	395,200	445,900	
	78	272,500	304,200	341,100	366,300	395,800		
	79	273,600	305,500	342,300	367,100	396,400		
	80	274,900	306,700	343,500	367,900	396,700		
	81	275,700	307,500	344,700	368,500	397,000		
	82	276,800	308,700	345,800	369,000	397,500		
	83	277,800	309,800	346,900	369,400	397,900		
	84	278,900	311,100	348,000	369,900	398,200		

別表第4（第3条関係）

医療職給料表（三）

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	85	279,600	312,100	348,900	370,600	398,500		
	86	280,700	313,300	349,900	371,100	399,000		
	87	281,700	314,500	350,700	371,700	399,500		
	88	282,800	315,800	351,800	372,300	400,000		
	89	283,700	317,100	353,000	372,600	400,300		
	90	284,700	318,300	353,700	373,100	400,700		
	91	285,400	319,500	354,500	373,700	401,200		
	92	286,400	320,700	355,300	374,200	401,600		
	93	287,100	321,600	356,000	374,500	402,000		
	94	288,100	322,300	356,600	374,900	402,400		
	95	289,100	323,000	357,200	375,300	402,900		
	96	290,200	323,600	357,800	375,800	403,300		
	97	291,000	324,200	358,200	376,400	403,800		
	98	291,800	324,600	358,700	376,900	404,200		
	99	292,500	325,300	359,200	377,400	404,700		
	100	293,400	326,000	359,600	377,900	405,100		
	101	294,000	326,400	360,100	378,500	405,500		
	102	294,800	327,000	360,600	379,000			
	103	295,600	327,600	361,100	379,500			
	104	296,400	328,200	361,500	379,900			
再雇 用職 員以 外の 職員	105	297,200	328,700	361,800	380,500			
	106	297,700	329,200	362,300	381,000			
	107	298,200	329,700	362,700	381,500			
	108	298,700	330,200	363,000	382,100			
	109	298,900	330,400	363,500	382,700			
	110	299,300	330,800	364,000	383,200			
	111	299,500	331,200	364,500	383,700			
	112	299,900	331,600	365,000	384,200			
	113	300,100	332,000	365,500	384,800			
	114	300,400	332,400	366,000				
	115	300,800	332,800	366,500				
	116	301,100	333,100	366,900				
	117	301,400	333,300	367,400				
	118	301,700	333,700	367,900				
	119	302,000	334,000	368,400				
120	302,400	334,200	368,900					
121	302,700	334,400	369,300					
122	303,100	334,700	369,800					
123	303,500	335,000	370,300					
124	303,800	335,300	370,800					
125	304,000	335,600	371,100					
126	304,300	335,900						
127	304,700	336,300						
128	305,000	336,600						

別表第4（第3条関係）

医療職給料表（三）

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再雇 用職 員以 外の 職員	129	305,100	336,700					
	130	305,500	337,000					
	131	305,900	337,300					
	132	306,300	337,600					
	133	306,500	337,900					
	134	306,900	338,300					
	135	307,200	338,700					
	136	307,500	339,100					
	137	307,700	339,400					
	138	308,000	339,800					
	139	308,400	340,200					
	140	308,700	340,600					
	141	308,900	340,900					
	142	309,300	341,300					
	143	309,700	341,600					
	144	310,000	342,000					
	145	310,100	342,400					
	146	310,400	342,800					
	147	310,800	343,200					
	148	311,200	343,600					
	149	311,300	343,900					
	150	311,600	344,300					
	151	311,900	344,700					
	152	312,200	345,100					
	153	312,500	345,400					
	154	312,800						
	155	313,000						
	156	313,300						
	157	313,700						
	158	314,000						
	159	314,300						
160	314,600							
161	315,000							
162	315,300							
163	315,600							
164	315,900							
165	316,300							
166	316,600							
167	316,900							
168	317,200							
169	317,600							
再雇 用職 員		240,400	261,200	268,600	279,100	295,800	334,100	379,700

別表第5（第3条関係）

技能労務職給料表

技能労務職員 の区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再雇用 技能労 務職員 以外の 技能労 務職員		円	円	円	円	円
	1	133,500	186,300	208,500	256,100	285,900
	2	134,500	187,800	209,700	257,300	287,800
	3	135,500	189,300	211,100	258,500	289,700
	4	136,400	190,800	212,500	259,700	291,500
	5	137,400	192,100	213,800	260,600	293,400
	6	138,400	193,600	215,200	261,900	295,200
	7	139,500	195,100	216,700	263,100	297,000
	8	140,500	196,400	218,100	264,300	298,800
	9	141,300	197,800	219,400	265,400	300,300
	10	142,300	198,900	221,100	266,300	302,200
	11	143,400	200,200	222,700	267,600	303,900
	12	144,500	201,300	224,200	268,800	305,800
	13	145,300	202,500	225,400	269,800	307,200
	14	146,300	203,700	226,900	271,000	308,900
	15	147,400	204,800	228,500	272,000	310,600
	16	148,400	205,900	229,800	273,000	312,100
	17	149,500	207,000	230,700	274,000	313,700
	18	150,700	208,100	231,400	275,300	315,300
	19	152,000	209,100	232,300	276,400	316,900
	20	153,200	210,100	233,400	277,300	318,700
	21	154,300	211,000	234,300	278,300	319,700
	22	155,500	212,200	235,800	279,400	321,100
	23	156,800	213,300	237,200	280,600	322,600
	24	158,000	214,300	238,300	281,600	324,100
	25	159,200	215,200	239,700	282,400	325,300
	26	160,800	216,200	241,000	283,500	326,800
	27	162,300	216,900	242,400	284,700	328,200
	28	163,800	217,800	243,700	285,800	329,700
	29	165,300	218,700	244,600	286,700	331,300
	30	166,800	220,000	245,900	287,800	332,600
	31	168,300	221,000	247,200	288,900	333,900
	32	169,900	221,900	248,400	289,900	335,100
	33	171,400	222,500	249,500	290,600	336,300
	34	173,300	223,700	250,900	291,500	337,200
	35	175,100	224,900	252,000	292,500	338,300
	36	176,900	226,100	253,200	293,600	339,400
	37	178,800	226,700	254,600	294,200	340,600
	38	180,500	227,900	255,700	295,100	341,700
	39	182,300	229,200	257,000	296,000	342,700
	40	184,000	230,300	258,400	297,000	343,800
	41	185,700	231,200	259,400	297,600	344,800
	42	187,100	232,400	260,700	298,600	345,800
	43	188,400	233,500	261,800	299,600	346,800
	44	189,800	234,600	263,200	300,500	347,900
	45	191,400	235,700	264,000	301,300	348,800
	46	192,700	236,700	265,100	302,200	349,800
	47	194,200	237,900	266,300	303,100	350,900
	48	195,600	238,900	267,400	304,000	351,900
	49	196,900	239,900	268,600	304,700	352,800
50	198,000	241,000	269,800	305,400	353,700	

別表第5 (第3条関係)

技能労務職給料表

技能労務職員 の区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再雇用 技能労 務職員 以外の 技能労 務職員	51	199,200	242,200	271,100	306,100	354,700
	52	200,400	243,300	272,000	306,900	355,500
	53	201,500	244,400	272,900	307,500	356,300
	54	202,600	245,500	274,000	308,300	357,100
	55	203,600	246,400	275,300	309,000	357,900
	56	204,700	247,200	276,500	309,800	358,700
	57	205,800	248,100	277,300	310,500	359,400
	58	206,800	249,100	278,300	311,200	360,200
	59	207,900	250,200	279,400	312,000	361,000
	60	208,900	251,100	280,500	312,700	361,800
	61	210,000	251,900	281,500	313,300	362,500
	62	210,900	252,800	282,600	314,100	363,200
	63	211,900	253,700	283,400	314,800	363,900
	64	212,800	254,700	284,600	315,500	364,600
	65	213,500	255,500	285,400	316,000	365,200
	66	214,300	256,300	286,200	316,500	365,800
	67	215,000	257,100	287,000	317,100	366,300
	68	215,900	257,800	287,800	317,800	366,800
	69	216,300	258,600	288,500	318,400	367,200
	70	216,900	259,200	289,300	318,800	
	71	217,200	259,600	290,100	319,300	
	72	217,700	260,000	290,800	319,800	
	73	217,900	260,200	291,600	320,100	
	74	218,500	260,600	292,400	320,600	
	75	219,000	261,100	293,200	321,100	
	76	219,800	261,600	294,000	321,600	
	77	220,000	261,900	294,600	321,800	
	78	220,700	262,300	295,100	322,100	
	79	221,200	262,900	295,600	322,400	
	80	221,800	263,400	296,000	322,700	
	81	222,500	263,700	296,400	323,000	
	82	222,900	264,000	296,900	323,300	
	83	223,500	264,300	297,400	323,600	
	84	224,300	264,600	297,900	323,900	
	85	224,900	264,800	298,300	324,100	
	86	225,400	265,000	298,900	324,500	
	87	225,900	265,300	299,500	324,800	
	88	226,600	265,600	300,100	325,100	
	89	227,100	265,800	300,400	325,300	
	90	227,700	266,000	301,000	325,600	
	91	228,400	266,400	301,500	325,900	
	92	228,900	266,600	301,900	326,200	
	93	229,300	267,000	302,300	326,400	
	94	229,800	267,400	302,800	326,700	
	95	230,300	267,700	303,300	327,000	
	96	230,800	268,000	303,800	327,200	
	97	231,100	268,200	304,100	327,400	
	98	231,600	268,500	304,500	327,700	
	99	232,100	268,700	305,000	328,000	
	100	232,700	269,000	305,600	328,200	

別表第5（第3条関係）

技能労務職給料表

技能労務職員 の区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再雇用 技能労 務職員 以外の 技能労 務職員	101	233,100	269,300	306,000	328,400	
	102	233,600	269,500	306,400		
	103	234,200	269,800	306,700		
	104	234,800	270,100	307,000		
	105	235,200	270,300	307,300		
	106	235,700	270,500	307,700		
	107	236,000	270,800	308,100		
	108	236,400	271,100	308,500		
	109	236,600	271,400	308,800		
	110	237,100	271,700	309,200		
	111	237,600	272,000	309,700		
	112	238,000	272,200	310,000		
	113	238,200	272,400	310,200		
	114	238,700	272,700	310,500		
	115	239,200	272,900	310,800		
	116	239,700	273,100	311,000		
	117	240,000	273,400	311,200		
	118	240,400	273,700	311,500		
	119	240,800	274,000	311,800		
	120	241,300	274,300	312,000		
	121	241,700	274,500	312,200		
	122		274,700	312,500		
	123		275,000	312,800		
	124		275,400	313,000		
	125		275,600	313,200		
	126		275,800	313,500		
	127		276,100	313,900		
	128		276,400	314,100		
	129		276,600	314,300		
	130		276,800	314,600		
	131		277,100	314,900		
	132		277,400	315,100		
	133		277,600	315,300		
	134		277,800			
	135		278,100			
	136		278,400			
	137		278,600			
再雇用 技能労 務職員		198,200	209,600	228,600	249,900	281,300

別表第6(第4条関係)

一般職給料表級別標準職務表

一 一級

主事又は技師の職務

二 二級

1 副主査の職務

2 特に高度の知識又は経験を必要とする主事又は技師の職務

三 三級

1 主査の職務

2 困難な業務を行う副主査の職務

四 四級

1 主任主査の職務

2 困難な業務を行う主査の職務

五 五級

1 副課長の職務

2 困難な業務を行う主任主査の職務

3 職務の内容及び責任の程度が前号と同等と認められる職務

六 六級

1 課長及び会津医療センター事務局次長の職務

2 特に困難な業務を処理する副課長の職務

3 職務の内容及び責任の程度が前号と同等と認められる職務

七 七級

1 事務局次長及び会津医療センター事務局長の職務

2 職務の内容及び責任の程度が前号と同等と認められる職務

八 八級

重要な業務を処理する事務局次長及び会津医療センター事務局長の職務

教育職給料表級別標準職務表

一 一級

助教及び助手の職務

二 二級

講師の職務

三 三級

准教授の職務

四 四級

教授の職務

医療職給料表(一) 級別標準職務表

- 一 一級
医員の職務
- 二 二級
医長の職務
- 三 三級
主任部長、科部長、科長の職務
- 四 四級
医監の職務

医療職給料表(二)級別標準職務表

- 一 一級
栄養技師、医療技師又は放射線技師の職務
- 二 二級
 - 1 困難な業務を行う栄養技師、医療技師又は放射線技師の職務
 - 2 薬剤技師の職務
- 三 三級
 - 1 副主任栄養技師、副主任薬剤技師、副主任医療技師又は副主任放射線技師の職務
 - 2 困難な業務を行う薬剤技師の職務
- 四 四級
主任栄養技師、主任薬剤技師、主任医療技師又は主任放射線技師の職務
- 五 五級
 - 1 専門栄養技師、専門薬剤技師、専門医療技師又は専門放射線技師の職務
 - 2 困難な業務を行う主任薬剤技師の職務
- 六 六級
 - 1 主任専門薬剤技師、主任専門医療技師又は主任専門放射線技師の職務
 - 2 特に高度の専門的知識及び経験に基づき困難かつ重要な業務を行う職務

医療職給料表(三)級別標準職務表

- 一 一級
准看護技師の職務
- 二 二級
保健技師、助産技師又は看護技師の職務
- 三 三級
 - 1 主任保健技師、主任助産技師又は主任看護技師の職務
 - 2 副主任保健技師、副主任助産技師又は副主任看護技師の職務
- 四 四級
困難な業務を行う主任保健技師、主任助産技師又は主任看護技師の職務
- 五 五級
 - 1 専門保健技師、専門助産技師又は専門看護技師の職務

- 2 前号と同程度の困難かつ重要な業務を行う職務

六 六級

- 1 看護部長の職務
- 2 困難な業務を行う看護部副部長の職務
- 3 困難な業務を行う専門保健技師、専門助産技師又は専門看護技師の職務
- 4 職務の内容及び責任の程度が前二及び三号と同等と認められる職務

七 七級

- 困難な業務を処理する看護部長の職務

技能労務職級別標準職務表

一 一級

- 1 技能職員、運転士、調理師又は看護助手（以下「技能職員等」という。）の職務
- 2 校務職員の職務
- 3 動物管理職員及び給食員（以下「労務職員」という。）の職務

二 二級

- 1 高度の技能又は経験を必要とする技能職員等の職務
- 2 高度の経験を必要とする校務職員の職務
- 3 高度の経験を必要とする労務職員の職務

三 三級

- 1 主任技能職員、主任運転士又は主任調理師（以下「主任技能職員等」という。）の職務
- 2 主任校務職員の職務
- 3 主任動物管理職員及び主任給食員（以下「主任労務職員」という。）の職務
- 4 特に高度の技能又は経験を必要とする技能職員等の職務
- 5 特に高度の経験を必要とする校務職員の職務
- 6 特に高度の経験を必要とする労務職員の職務
- 7 専門員の職務

四 四級

- 1 高度の技能又は経験を必要とする主任技能職員等の職務
- 2 高度の経験を必要とする主任校務職員の職務
- 3 高度の経験を必要とする主任労務職員の職務

五 五級

- 1 特に高度の技能又は経験を必要とする主任技能職員等の職務
- 2 特に高度の経験を必要とする主任校務職員の職務
- 3 特に高度の経験を必要とする主任労務職員の職務

別表第7-1（第10条関係）

職 員	調整数
(1) 学部又は附属施設に置かれる教授、准教授又は講師で当該学部又は附属施設における教育研究の内容と直接関連を有する大学院研究科の授業を担当することを常例とするもの（以下「大学院担当教員」という。）のうち、大学院研究料の博士課程を担当する者で主任として学生に対する研究指導に従事するもの（別に定める者に限る。）	三
(2) 大学院担当教員のうち、大学院研究料の博士課程を担当する者（(1)に掲げる者を除く。）	二
(3) 大学院担当教員（(1)及び(2)に掲げる者を除く。） (4) 大学院研究料に在学する学生の指導に常時従事する助教又は助手	一
(5) 精神病患者の作業療法に直接従事することを本務とする作業療法士	三
(6) 結核患者を専ら入院させるための病棟（以下「結核病棟」という。）又は精神病患者を専ら入院させるための病棟（以下「精神病棟」という。）に勤務する看護師及び准看護師 (7) 結核患者又は精神病患者の診療に直接従事することを常例とする医師 (8) エックス線その他の放射線による診療又は照射の業務を患者に対して行うことを常例とする医師及び診療放射線技師 (9) 言語訓練の業務に従事することを常例とする職員 (10) 危険な病原体又は危険な病原体に汚染された病変組織その他の物件（以下「危険な病原体等」という。）の病理試験又は細菌検査を直接行う業務に従事することを常例とする職員 (11) 放射性同位元素研究施設に勤務し、放射性同位元素を取り扱う業務に従事することを常例とする職員	二
(12) 医療相談の業務を患者に直接接して行うことを本務とする職員 (13) 精神病患者の心理療法に直接従事することを本務とする職員 (14) エックス線その他の放射線を使用する診療を受ける患者の介添えの業務を常例とする看護師及び准看護師	一
(15) 神経精神医学講座に勤務する技能員	二
(16) 結核患者を専ら入院させるための病棟（以下「結核病棟」という。）又は精神病患者を専ら入院させる病棟（以下「精神病棟」という。）に勤務する看護助手	三
(17) 看護助手（(16)に掲げる者を除く。）	一

別表第7-2(第10条関係)

一般職給料表

職務の級	調整基本額
1級	6,700円。ただし、1号給6,628円、2号給6,678円
2級	8,600円
3級	9,800円
4級	10,400円
5級	10,800円
6級	11,400円
7級	12,300円
8級	12,900円
9級	14,600円
10級	16,200円

教育職給料表

職務の級	調整基本額
1級	10,700円。ただし、1号給9,958円、2号給10,057円、3号給10,156円、4号給10,255円、5号給10,359円、6号給10,453円、7号給10,552円、8号給10,656円
2級	12,200円
3級	12,900円
4級	15,300円

医療職給料表(一)

職務の級	調整基本額
1級	11,000円
2級	13,300円
3級	14,700円
4級	15,800円

医療職給料表(二)

職務の級	調整基本額
1級	6,300円
2級	8,100円
3級	9,300円
4級	9,800円
5級	10,700円
6級	11,500円
7級	12,400円

医療職給料表(三)

職務の級	調整基本額
1級	8,200円。ただし、1号給7,492円、2号給7,555円、3号給7,623円、4号給7,686円、5号給7,753円、6号給7,825円、7号給7,893円、8号給7,960円、9号給8,023円、10号給8,100円、11号給8,172円
2級	9,600円。ただし、1号給8,752円、2号給8,847円、3号給8,946円、4号給9,040円、5号給9,139円、6号給9,247円、7号給9,351円、8号給9,454円、9号給9,571円
3級	9,900円
4級	10,200円
5級	10,600円
6級	11,800円
7級	12,700円

別表第8(第11条関係)

特別調整額を受ける職員の職	区分
学部長 ふくしま国際医療科学センター長 ふくしま国際医療科学センター総括副センター長	一種
教授(医学部講座主任、看護学部部門長、大学院医学研究科専攻長、総合科学教育研究センター領域長、医学部附属生体情報伝達研究所研究主任又は大学健康管理センター所長の職を兼務する者に限る。) 大学院研究科長 医療人育成・支援センター長 総合科学教育研究センター長 附属学術情報センター長 放射線医学県民健康管理センター長 健康増進センター長 甲状腺・内分泌センター長 先端臨床研究センター長 医療-産業トランスレーショナルリサーチセンター長 会津医療センター附属病院長 附属病院副病院長(看護部長の職を兼務する者に限る。) 事務局次長、事務局参事、会津医療センター事務局長	二種
課長、室長 主幹 附属病院薬剤部長(医療職給料表(二)の適用を受ける者に限る。)主任専門医療技師 会津医療センター附属病院副病院長(看護部長の職を兼務する者に限る。) 主任専門放射線技師 主任専門看護技師 附属病院看護部副部長(総務担当) 会津医療センター事務局次長	三種
副課長 会津医療センター附属病院薬剤部長 附属病院看護部副部長(業務担当) 附属病院薬剤部副部長 会津医療センター附属病院看護部副部長	四種

別表第8の2（第11条関係）

一 一般職給料表

職務の級	区分	特別調整額
10級	一種	139,300円
9級	一種	129,600円
8級	二種	94,900円
7級	二種	90,300円
	三種	72,200円
6級	三種	67,500円
	四種	50,700円
5級	三種	61,900円
	四種	46,400円
4級	四種	45,400円

二 教育職給料表

職務の級	区分	特別調整額
4級	一種	133,600円
	二種	106,900円

二の1 医療職給料表（一）

職務の級	区分	特別調整額
4級	二種	110,900円
	三種	88,800円
3級	四種	63,000円

三 医療職給料表（二）

職務の級	区分	特別調整額
7級	三種	72,000円
6級	三種	67,500円
	四種	50,700円
5級	四種	46,000円

四 医療職給料表（三）

職務の級	区分	特別調整額
7級	二種	92,000円
	三種	73,600円
6級	三種	71,400円
	四種	53,600円

別表第9(第12条関係)

(単位 100円)

採用の日又は転任等の日から	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目	13年目	14年目	15年目	16年目	17年目	18年目	19年目	20年目	21年目	22年目	23年目	24年目	25年目	26年目	27年目	28年目	29年目	30年目	31年目	32年目	33年目	34年目	35年目
大学卒業の日から4年以内、大学院博士課程終了の日から3年以内	4,148	4,148	4,148	4,148	4,148	4,148	4,148	4,148	4,148	4,148	4,148	4,148	4,148	4,148	4,148	4,148	4,104	4,060	4,016	3,972	3,928	3,734	3,536	3,343	3,149	2,954	2,727	2,505	2,281	2,053	1,805	1,556	1,310	929	576
大学卒業の日から4年を超え5年内	4,148	4,148	4,148	4,148	4,148	4,148	4,148	4,148	4,148	4,148	4,148	4,148	4,148	4,148	4,148	4,104	4,060	4,016	3,972	3,928	3,734	3,536	3,343	3,149	2,954	2,727	2,505	2,281	2,053	1,805	1,556	1,310	929	576	
採用の日又は転任等の日から	" 5 "	" 6 "	" 7 "	" 8 "	" 9 "	" 10 "	" 11 "	" 12 "	" 13 "	" 14 "	" 15 "	" 16 "	" 17 "	" 18 "	" 19 "	" 20 "	" 21 "	" 22 "	" 23 "	" 24 "	" 25 "	" 26 "	" 27 "	" 28 "	" 29 "	" 30 "	" 31 "	" 32 "	" 33 "	" 34 "	" 35 "	" 36 "	" 37 "		
" 5 "	4,148	4,148	4,148	4,148	4,148	4,148	4,148	4,148	4,148	4,148	4,148	4,148	4,148	4,148	4,104	4,060	4,016	3,972	3,928	3,734	3,536	3,343	3,149	2,954	2,727	2,505	2,281	2,053	1,805	1,556	1,310	929	576		
" 6 "	4,148	4,148	4,148	4,148	4,148	4,148	4,148	4,148	4,148	4,148	4,148	4,148	4,148	4,148	4,104	4,060	4,016	3,972	3,928	3,734	3,536	3,343	3,149	2,954	2,727	2,505	2,281	2,053	1,805	1,556	1,310	929	576		
" 7 "	4,148	4,148	4,148	4,148	4,148	4,148	4,148	4,148	4,148	4,148	4,148	4,148	4,148	4,104	4,060	4,016	3,972	3,928	3,734	3,536	3,343	3,149	2,954	2,727	2,505	2,281	2,053	1,805	1,556	1,310	929	576			
" 8 "	4,148	4,148	4,148	4,148	4,148	4,148	4,148	4,148	4,148	4,148	4,148	4,104	4,060	4,016	3,972	3,928	3,734	3,536	3,343	3,149	2,954	2,727	2,505	2,281	2,053	1,805	1,556	1,310	929	576					
" 9 "	4,148	4,148	4,148	4,148	4,148	4,148	4,148	4,148	4,148	4,148	4,104	4,060	4,016	3,972	3,928	3,734	3,536	3,343	3,149	2,954	2,727	2,505	2,281	2,053	1,805	1,556	1,310	929	576						
" 10 "	4,148	4,148	4,148	4,148	4,148	4,148	4,148	4,148	4,148	4,104	4,060	4,016	3,972	3,928	3,734	3,536	3,343	3,149	2,954	2,727	2,505	2,281	2,053	1,805	1,556	1,310	929	576							
" 11 "	4,148	4,148	4,148	4,148	4,148	4,148	4,148	4,148	4,104	4,060	4,016	3,972	3,928	3,734	3,536	3,343	3,149	2,954	2,727	2,505	2,281	2,053	1,805	1,556	1,310	929	576								
" 12 "	4,148	4,148	4,148	4,148	4,148	4,148	4,104	4,060	4,016	3,972	3,928	3,734	3,536	3,343	3,149	2,954	2,727	2,505	2,281	2,053	1,805	1,556	1,310	929	576										
" 13 "	4,148	4,148	4,148	4,148	4,148	4,104	4,060	4,016	3,972	3,928	3,734	3,536	3,343	3,149	2,954	2,727	2,505	2,281	2,053	1,805	1,556	1,310	929	576											
" 14 "	4,148	4,148	4,148	4,148	4,104	4,060	4,016	3,972	3,928	3,734	3,536	3,343	3,149	2,954	2,727	2,505	2,281	2,053	1,805	1,556	1,310	929	576												
" 15 "	4,148	4,148	4,148	4,104	4,060	4,016	3,972	3,928	3,734	3,536	3,343	3,149	2,954	2,727	2,505	2,281	2,053	1,805	1,556	1,310	929	576													
" 16 "	4,148	4,148	4,104	4,060	4,016	3,972	3,928	3,734	3,536	3,343	3,149	2,954	2,727	2,505	2,281	2,053	1,805	1,556	1,310	929	576														
" 17 "	4,148	4,148	4,104	4,060	4,016	3,972	3,928	3,734	3,536	3,343	3,149	2,954	2,727	2,505	2,281	2,053	1,805	1,556	1,310	929	576														
" 18 "	4,148	4,104	4,060	4,016	3,972	3,928	3,734	3,536	3,343	3,149	2,954	2,727	2,505	2,281	2,053	1,805	1,556	1,310	929	576															
" 19 "	4,104	4,060	4,016	3,972	3,928	3,734	3,536	3,343	3,149	2,954	2,727	2,505	2,281	2,053	1,805	1,556	1,310	929	576																
" 20 "	4,060	4,016	3,972	3,928	3,734	3,536	3,343	3,149	2,954	2,727	2,505	2,281	2,053	1,805	1,556	1,310	929	576																	
" 21 "	4,016	3,972	3,928	3,734	3,536	3,343	3,149	2,954	2,727	2,505	2,281	2,053	1,805	1,556	1,310	929	576																		
" 22 "	3,972	3,928	3,734	3,536	3,343	3,149	2,954	2,727	2,505	2,281	2,053	1,805	1,556	1,310	929	576																			
" 23 "	3,928	3,734	3,536	3,343	3,149	2,954	2,727	2,505	2,281	2,053	1,805	1,556	1,310	929	576																				
" 24 "	3,734	3,536	3,343	3,149	2,954	2,727	2,505	2,281	2,053	1,805	1,556	1,310	929	576																					
" 25 "	3,536	3,343	3,149	2,954	2,727	2,505	2,281	2,053	1,805	1,556	1,310	929	576																						
" 26 "	3,343	3,149	2,954	2,727	2,505	2,281	2,053	1,805	1,556	1,310	929	576																							
" 27 "	3,149	2,954	2,727	2,505	2,281	2,053	1,805	1,556	1,310	929	576																								
" 28 "	2,954	2,727	2,505	2,281	2,053	1,805	1,556	1,310	929	576																									
" 29 "	2,727	2,505	2,281	2,053	1,805	1,556	1,310	929	576																										
" 30 "	2,505	2,281	2,053	1,805	1,556	1,310	929	576																											
" 31 "	2,281	2,053	1,805	1,556	1,310	929	576																												
" 32 "	2,053	1,805	1,556	1,310	929	576																													
" 33 "	1,805	1,556	1,310	929	576																														
" 34 "	1,556	1,310	929	576																															
" 35 "	1,310	929	576																																
" 36 "	929	576																																	

備考

- 1 臨床研修を経た場合は2年、実地修練を経た場合は1年をそれぞれ経過期間に加えるものとする。
- 2 大学には、旧専門学校令(明治36年勅令第61号)又は旧官立専門学校官制(昭和21年勅令第210号)による専門学校及び昭和15年勅令第278号(国立総合大学及び官立医科大学=臨時附属医学専門部ヲ設置スルノ件)による医学部を含む。

別表第9の2(第12条関係)

(単位 100円)

採用の日又は転任等の日から	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目	13年目	14年目	15年目	16年目	17年目	18年目	19年目	20年目	21年目	22年目	23年目	24年目	25年目	26年目	27年目	28年目	29年目	30年目	31年目	32年目	33年目	34年目	35年目
大学卒業の日から4年以内、大学院博士課程終了の日から3年以内	500	500	500	500	500	500	482	464	446	428	410	392	374	356	342	328	314	300	286	272	258	252	246	237	231	225	219	213	206	203	199	193	185	176	169
大学卒業の日から4年を超え5年内	500	500	500	500	500	482	464	446	428	410	392	374	356	342	328	314	300	286	272	258	252	246	237	231	225	219	213	206	203	199	193	185	176	169	
〃 5 〃 6 〃	500	500	500	500	482	464	446	428	410	392	374	356	342	328	314	300	286	272	258	252	246	237	231	225	219	213	206	203	199	193	185	176	169		
〃 6 〃 7 〃	500	500	500	482	464	446	428	410	392	374	356	342	328	314	300	286	272	258	252	246	237	231	225	219	213	206	203	199	193	185	176	169			
〃 7 〃 8 〃	500	500	482	464	446	428	410	392	374	356	342	328	314	300	286	272	258	252	246	237	231	225	219	213	206	203	199	193	185	176	169				
〃 8 〃 9 〃	500	482	464	446	428	410	392	374	356	342	328	314	300	286	272	258	252	246	237	231	225	219	213	206	203	199	193	185	176	169					
〃 9 〃 10 〃	482	464	446	428	410	392	374	356	342	328	314	300	286	272	258	252	246	237	231	225	219	213	206	203	199	193	185	176	169						
〃 10 〃 11 〃	464	446	428	410	392	374	356	342	328	314	300	286	272	258	252	246	237	231	225	219	213	206	203	199	193	185	176	169							
〃 11 〃 12 〃	446	428	410	392	374	356	342	328	314	300	286	272	258	252	246	237	231	225	219	213	206	203	199	193	185	176	169								
〃 12 〃 13 〃	428	410	392	374	356	342	328	314	300	286	272	258	252	246	237	231	225	219	213	206	203	199	193	185	176	169									
〃 13 〃 14 〃	410	392	374	356	342	328	314	300	286	272	258	252	246	237	231	225	219	213	206	203	199	193	185	176	169										
〃 14 〃 15 〃	392	374	356	342	328	314	300	286	272	258	252	246	237	231	225	219	213	206	203	199	193	185	176	169											
〃 15 〃 16 〃	374	356	342	328	314	300	286	272	258	252	246	237	231	225	219	213	206	203	199	193	185	176	169												
〃 16 〃 17 〃	356	342	328	314	300	286	272	258	252	246	237	231	225	219	213	206	203	199	193	185	176	169													
〃 17 〃 18 〃	342	328	314	300	286	272	258	252	246	237	231	225	219	213	206	203	199	193	185	176	169														
〃 18 〃 19 〃	328	314	300	286	272	258	252	246	237	231	225	219	213	206	203	199	193	185	176	169															
〃 19 〃 20 〃	314	300	286	272	258	252	246	237	231	225	219	213	206	203	199	193	185	176	169																
〃 20 〃 21 〃	300	286	272	258	252	246	237	231	225	219	213	206	203	199	193	185	176	169																	
〃 21 〃 22 〃	286	272	258	252	246	237	231	225	219	213	206	203	199	193	185	176	169																		
〃 22 〃 23 〃	272	258	252	246	237	231	225	219	213	206	203	199	193	185	176	169																			
〃 23 〃 24 〃	258	252	246	237	231	225	219	213	206	203	199	193	185	176	169																				
〃 24 〃 25 〃	252	246	237	231	225	219	213	206	203	199	193	185	176	169																					
〃 25 〃 26 〃	246	237	231	225	219	213	206	203	199	193	185	176	169																						
〃 26 〃 27 〃	237	231	225	219	213	206	203	199	193	185	176	169																							
〃 27 〃 28 〃	231	225	219	213	206	203	199	193	185	176	169																								
〃 28 〃 29 〃	225	219	213	206	203	199	193	185	176	169																									
〃 29 〃 30 〃	219	213	206	203	199	193	185	176	169																										
〃 30 〃 31 〃	213	206	203	199	193	185	176	169																											
〃 31 〃 32 〃	206	203	199	193	185	176	169																												
〃 32 〃 33 〃	203	199	193	185	176	169																													
〃 33 〃 34 〃	199	193	185	176	169																														
〃 34 〃 35 〃	193	185	176	169																															
〃 35 〃 36 〃	185	176	169																																
〃 36 〃 37 〃	176	169																																	

備考
 1 臨床研修を経た場合は2年、実地修練を経た場合は1年をそれぞれ経過期間に加えるものとする。
 2 大学には、旧専門学校令(明治36年勅令第61号)又は旧官立専門学校官制(昭和21年勅令第210号)による専門学校及び昭和15年勅令第278号(国立総合大学及び官立医科大学二臨時附属医学専門部7設置ノ件)による医学部を含む。

別表第10(第30条関係)

給料表	職員	加算割合
一般職給料表	1 職務の級八級以上の職員	百分の二十
	2 職務の級七級及び六級の職員	百分の十五(職務の級七級の職員のうち理事長が定める職員にあっては百分の二十)
	3 職務の級五級	百分の十
	4 職務の級四級及び三級の職員	百分の五(職務の級四級の職員のうち理事長が定める職員にあっては百分の十)
教育職給料表	1 職務の級四級の職員	百分の十五(理事長が定める職員にあっては百分の二十)
	2 職務の級三級及び二級の職員	百分の十(職務の級三級の職員のうち理事長が定める職員にあっては百分の十五)
	3 職務の級一級の職員のうち理事長が定める職員	百分の五
医療職給料表(一)	1 職務の級四級及び三級の職員	百分の十五(職務の級四級の職員のうち理事長が定める職員にあっては百分の二十)
	2 職務の級二級の職員	百分の十
	3 職務の級一級の職員のうち理事長が定める職員	百分の五
医療職給料表(二)	1 職務の級七級及び六級の職員	百分の十五
	2 職務の級五級及び四級の職員	百分の十
	3 職務の級三級の職員	百分の五
医療職給料表(三)	1 職務の級七級及び六級の職員	百分の十五
	2 職務の級五級及び四級の職員	百分の十
	3 職務の級三級の職員のうち理事長が定める職員	百分の五
技能労務職給料表	1 基準学歴が高校卒で基準日現在における経験年数が32年以上又は基準学歴が中学卒で基準日現在における経験年数が35年以上の職員	百分の十
	2 基準学歴が高校卒で基準日現在における経験年数が18年以上32年未満又は基準学歴が中学卒で基準日現在における経験年数が21年以上35年未満の職員	百分の五

別表第11(第32条関係)

地域の区分	世帯等の区分		
	世帯主である職員		その他の職員
	扶養親族のある職員	その他の世帯主である職員	
会津若松市の地域に在勤する職員	17,800円	10,200円	7,360円